

第5次 えびの市 総合計画

—後期基本計画—

大自然と人々が融合し、
「新たな力」が躍動するまち

宮崎県
EBINO CITY
えびの市

EBINO CITY

CONTENTS

総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第1章 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 総合計画の役割・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の構成と期間・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 えびの市を取り巻く社会状況と課題・・・・・・・・ 6

- 1 社会環境の変化・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 アンケートからみえる市民意識・・・・・・・・ 16

第3章 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第1章 新たな活力を生む“産業づくり”・・・・・・・・ 22

第1節 地域資源を生かした産業の振興・・・・・・・・ 22

- 基本施策1：農業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 基本施策2：畜産の振興・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 基本施策3：林業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 基本施策4：商工業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 基本施策5：企業立地施策の推進・・・・・・・・ 34
- 基本施策6：観光の振興・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

第2節 まちの活力につながる環境づくり・・・・・・・・ 40

- 基本施策1：計画的な土地利用の推進・・・・・・・・ 40
- 基本施策2：道路の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 基本施策3：地域情報化の推進・・・・・・・・ 44
- 基本施策4：基地対策の推進・・・・・・・・ 46

CONTENTS

第2章 志と郷土愛を持つ“人づくり” 48

第1節 郷土を担う人材の育成 48

- 基本施策1：学校教育の充実 48
- 基本施策2：青少年の健全育成 52
- 基本施策3：生涯学習の促進 54
- 基本施策4：スポーツの振興 58
- 基本施策5：人権意識の高揚 60

第2節 郷土文化の継承と新しい文化の創造 62

- 基本施策1：文化芸術活動の促進 62
- 基本施策2：国際交流の充実 64

第3章 誰もが元気“健康のまちづくり” 66

第1節 健康の保持・増進 66

- 基本施策1：健康づくりの推進 66
- 基本施策2：地域医療体制の整備 70

第4章 みんなのかおが見える“協働と福祉のまちづくり” . 72

第1節 市民参加・協働のまちづくり促進 72

- 基本施策1：市民協働によるまちづくり 72
- 基本施策2：市民参画による行政の推進 76
- 基本施策3：男女共同参画の推進 78
- 基本施策4：情報共有化の推進 80

第2節 かおに見える福祉の充実 82

- 基本施策1：地域福祉の推進 82
- 基本施策2：子育てしやすい環境づくり 84
- 基本施策3：高齢者が安心して暮らせる環境づくり 88
- 基本施策4：障害のある人が安心して暮らせる環境づくり 92

第3節 安心して暮らせるまちづくり 94

- 基本施策1：日常生活における安全の確保 94
- 基本施策2：防災対策の充実・強化 96
- 基本施策3：社会保障の確保 100

CONTENTS

第5章 自然と調和した住みよい“生活環境づくり” 102

第1節 調和のとれた美しい景観の保全 102

基本施策1：自然環境の保全 102

基本施策2：景観形成の推進 104

基本施策3：河川汚濁処理対策の推進 106

基本施策4：資源循環型社会の推進 108

第2節 住みよい生活環境の確保 110

基本施策1：安全でおいしい水の安定的な供給の確保 110

基本施策2：市民の憩いの場の整備 112

基本施策3：住宅対策の推進 114

基本施策4：移住・定住の推進 116

基本施策5：公共交通手段の確保 120

計画の実現に向けて 122

基本施策1：計画的な行政運営 122

基本施策2：行財政改革の推進 124

基本施策3：広域行政の推進 128

資料編 131



総論

第1章

はじめに

1 計画策定の趣旨

本市では、昭和47年に総合計画を策定して以来、時代の潮流や市民ニーズを踏まえ、計画を改訂し、豊かな自然と先人達が培ってきた歴史・文化・伝統を大切にしながらまちづくりを進めてきました。

平成24年度を初年度とする「第5次えびの市総合計画」では、『大自然と人々が融合し、「新たな力」が躍動するまち えびの』を将来像に掲げ、南九州の交流拠点都市を目指し、これまで各種施策を実施してきたところです。

しかし、わが国においては、景気や雇用の不安定さや、熊本地震など全国各地で起こる大規模災害、世界では経済のグローバル化の進行やSNS^{*}（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及による社会構造の変化、テロの脅威など、社会経済を取り巻く状況はめまぐるしく変化し、これまで認識されてきた課題に加え、新たに対応すべき課題が山積しています。

とりわけ、少子高齢化の進行による人口減少問題が国の主要課題として認識される今日においては、地方創生で経済の好循環の波を全国に広げ、次世代へと豊かな暮らしをつないでいくために、地方にはそのまちが持つ資源を最大限に有効活用した「自立した地域づくり」を進めていくことが求められています。また、国では、人口減少問題を真正面から捉え、人口減少に歯止めをかけ、東京への一極集中を是正することなどを目的とした「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めています。

このような状況のなか、えびの市においてもこうした時代の潮流に対応する総合計画の策定が必要となっています。このたび、国や県の関連計画との整合を図りながら、平成28年度で計画期間が終了する前期基本計画に引き続き、第5次えびの市総合計画後期基本計画を策定します。

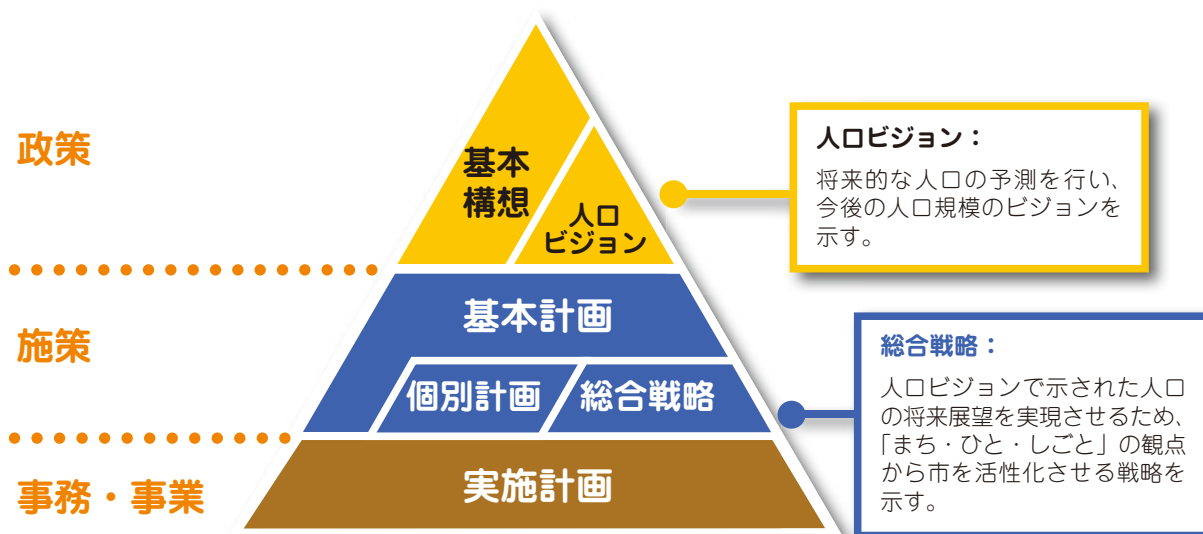
2 総合計画の役割

総合計画は、えびの市の長期的なまちづくりの基本となる目標と、その目標を達成するための取組である施策、事業を総合的・体系的にとりまとめたもので、市民と行政がまちづくりに対する課題や目標を共有するものです。また、「えびの市自治基本条例」第15条に基づき、市政運営を計画的に進めるための総合的な指針として策定するものです。

^{*}SNS：Social Networking Serviceの略語で、登録した者同士が、メッセージや写真等により相互にコミュニケーションをとることが可能なインターネット上のサービスのこと。

3 計画の構成と期間

(1) 計画の構成



総合計画とは市が目指すべきまちづくりの指針を示した市の最上位計画であり、計画は『基本構想』、『基本計画』及び『実施計画』をもって構成されています。

また、本計画の策定にあたっては平成27年度に策定した「えびの市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の内容を包含しつつ市政全般にわたる基本的方向や施策等を定めます。

● 基本構想

「基本構想」は、平成24年度から平成33年度を計画期間として、本市の目指す将来像を設定し、これを実現するためのまちづくりの目標及び施策の大綱を示すものです。

● 基本計画

「基本計画」は、基本構想に掲げた将来像及び分野別のまちづくり目標の実現を図るために、個々の施策を体系的・具体的に明らかにするもので、個別の計画、事業などはすべてこの基本計画に即して進めることとなります。

● 実施計画

「実施計画」は、基本計画で示した施策に基づき、主要な事業を具体的に示すものであり、各年度の事業実施の指針として、毎年度必要な点検・見直しを行いながら策定するものです。

(2) 計画の期間

本計画の目標年次は、「基本構想」については平成24年度を初年度とし、平成33年度までの10年間です。「基本計画」については、前期基本計画が平成24年度から平成28年度の5年間であり、今回策定する後期基本計画は平成29年度から平成33年度の5年間です。「実施計画」については、3か年を1期とし、毎年度必要な点検・見直しを行います。



総
論

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

計画の実現
に向けて

資料
編

第2章

えびの市を取り巻く 社会状況と課題

1 社会環境の変化

(1) 人口減少と少子高齢化への対応

全国的な動向

日本の総人口は、約1億2,709万人（平成27年国勢調査）と平成20年をピークに人口減少が急速に進んでいます。今後、ますます人口減少が進むことが予測され、本格的な人口減少社会を迎えることとなります。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（出産中位推計）では、2048（平成60）年には約9,913万人と、総人口が1億人を割り込むとされています。

また、2025（平成37）年には国民の4人に1人が高齢者になることが予測され、医療・介護・福祉サービスの需要の急激な増加が見込まれています。人口減少・少子高齢化を抑制していくため、待機児童の解消等子育てと仕事を両立できる環境を整えていくことが求められます。

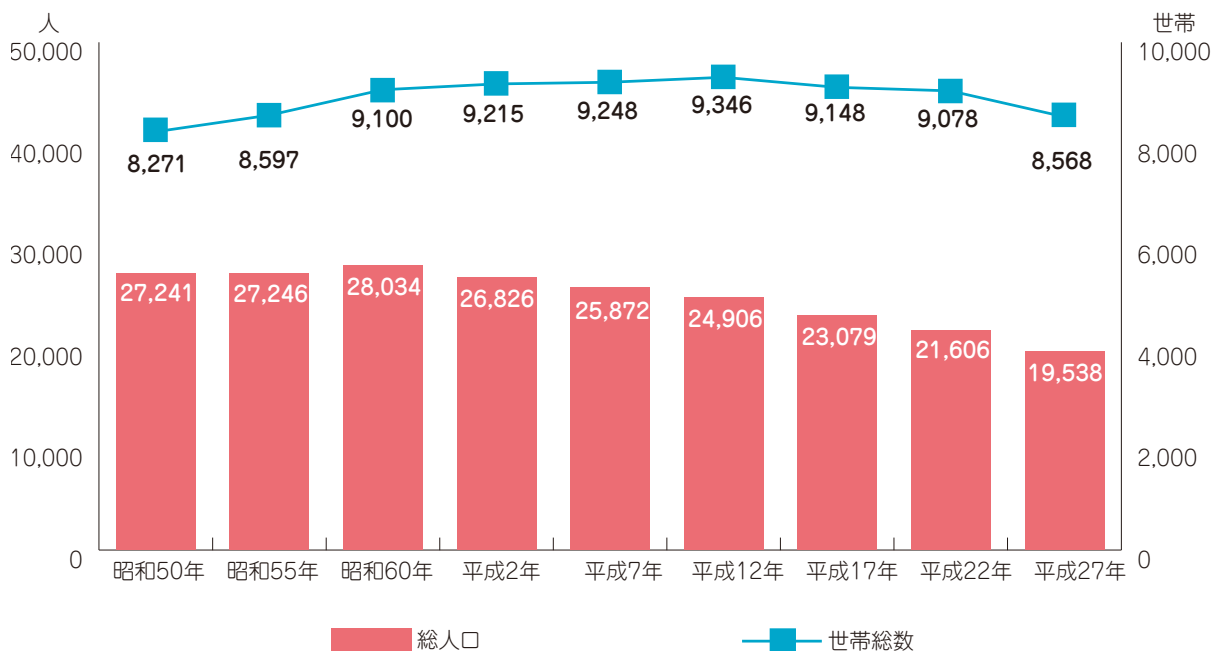
国においては、50年後も人口1億人を維持することを念頭に置き、成長と分配の好循環を進め、すべての人が、家庭・職場・地域で生きがいを持って、充実した生活を送ることができる社会を目指す「一億総活躍社会」の実現に向けた総合的な取組が推進され、国全体として人口減少・少子高齢化に正面から取り組む姿勢が打ち出されています。

本市の状況と課題

本市の総人口は昭和60年の28,034人を1つの頂点として減少が続いており、平成27年国勢調査では19,538人となっています。また、高齢化が急速に進んでおり、都市機能を維持する観点からも、若い世代や働き盛り世代の流出を抑制していくことが求められます。平成26年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成27年度に策定した「えびの市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「えびの市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」は、本市の特色や地域資源を生かしつつ、人口減少対策に特化した主要な施策や事業を定めています。このため、人口減少と少子高齢化への対応においては、この「総合戦略」「人口ビジョン」で掲げた施策や目標を基本とした人口減少対策を進める必要があります。

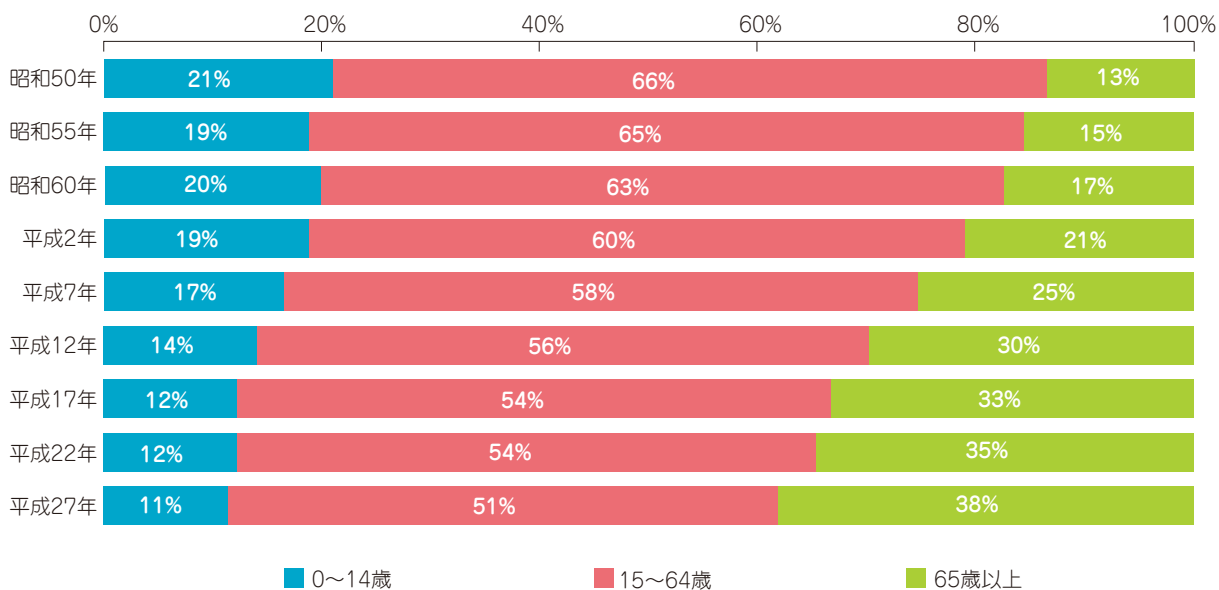
今後も少子高齢化が続くことが予測されるため、子育て支援、保育・教育環境の充実や高齢者が安心して本市に住み続けられる高齢者福祉施策の展開が課題となります。

■ えびの市総人口及び世帯総数の推移



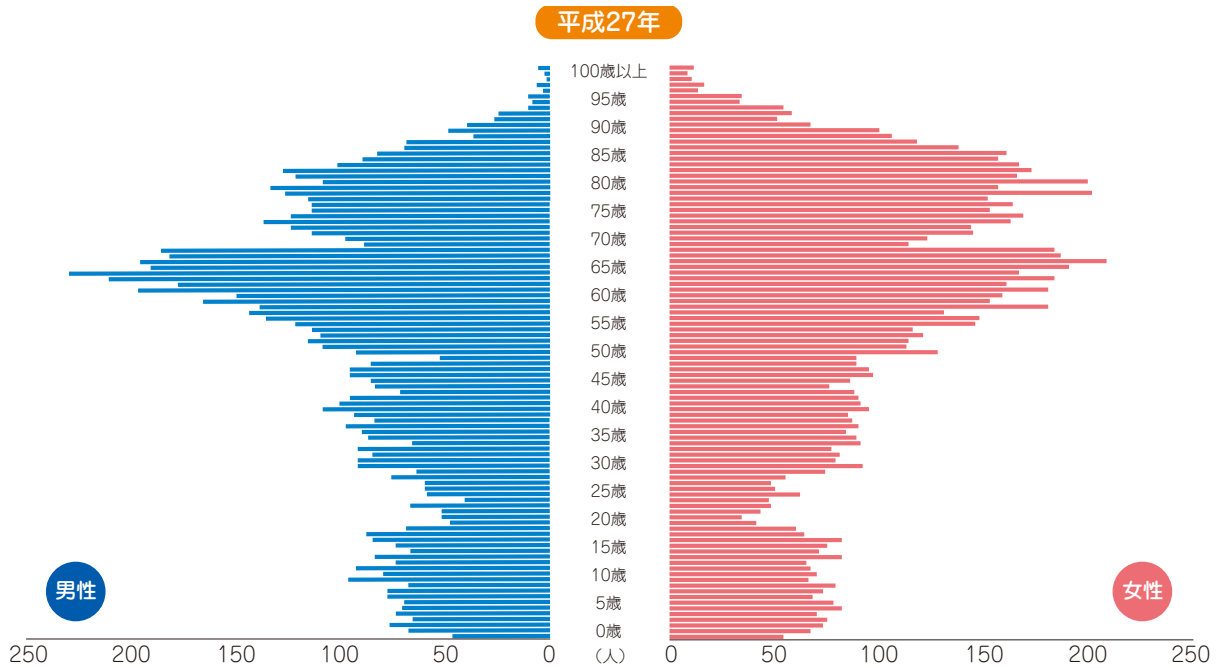
資料：国勢調査

■ 年齢3区分別人口割合の推移



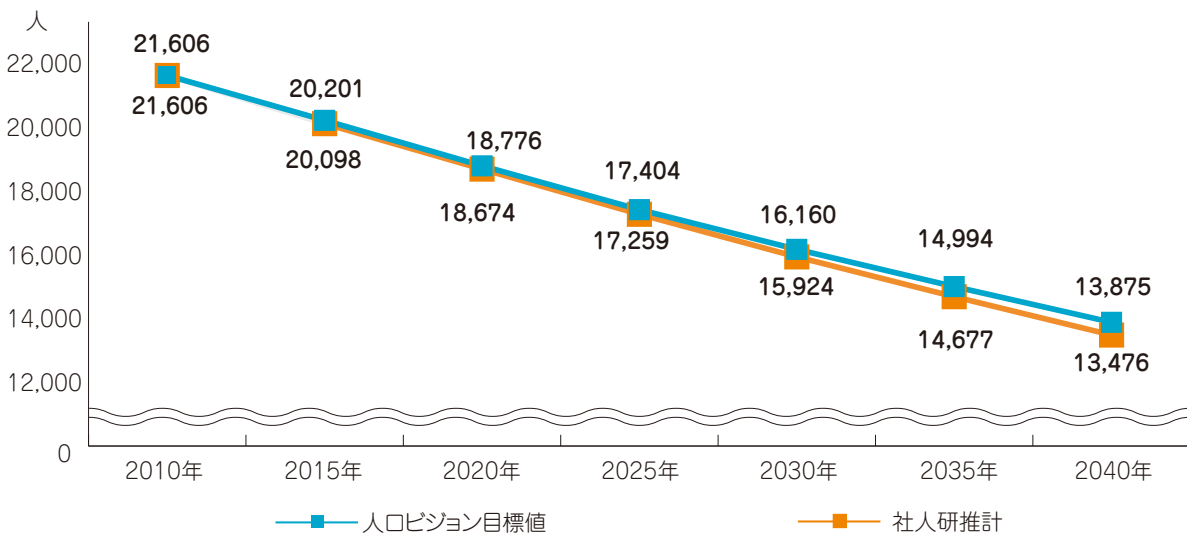
資料：国勢調査

■ えびの市年齢別人口ピラミッド



資料：国勢調査

■ えびの市総人口の推計



資料：えびの市人口ビジョン、国立社会保障・人口問題研究所

■ 総合計画と人口ビジョン、総合戦略及び個別計画との関係性



本計画においては、将来的な人口推移を踏まえ、喫緊の課題である人口減少対策に積極的に取り組む必要があり、人口の自然減及び社会減を食い止めることが必要不可欠となります。

そのために、進学・就職を機とした転出者が増加している中、若者層にとって魅力ある就職先等を確保する必要があります。また、60歳前後の年齢層では転入が転出を上回っていることから、一層の移住施策を行い魅力のあるまちづくりを行うことが重要です。また、自然減を抑制するためには、地域が一体となり、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行い、郷土の未来を担う人材が育成できるよう、教育の取組も重要となります。

前述のように、「えびの市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「えびの市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」との目的及び方向性の調和を図り、本計画においても人口減少及び高齢化に対応できる施策を展開し、推進する必要があります。

(2) 地方分権への対応と市民参画・協働の拡大

全国的な動向

国の構造改革や地方自治制度の改革が進み、平成26年には、人口減少・少子高齢化という国が直面する課題に対し、政府一体となって取り組み、各自治体がそれぞれの特徴を生かした自立的で持続的な社会を創生できるよう、まち・ひと・しごと創生本部が内閣に設置されました。国では、2060（平成72）年に1億人程度の人口を確保する中長期展望を表した「人口長期ビジョン」を示すとともに、平成27年度から平成31年度の政策目標・施策を定めた国の総合戦略を策定、これを踏まえて、全国のすべての都道府県・市町村において、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定が求められました。人口減少と地域経済縮小の克服、東京一極集中を是正するため、地方自治体自らが考え、責任を持って戦略を推進することとなっています。

また、社会の成熟化、社会への貢献意識の高まり、価値観の多様化等により、従来行政が担ってきた範囲にとどまらず、新たな公共の役割をNPO、ボランティア団体、民間企業等、多様な主体が担いつつあり、住民参画の拡大がみられます。また、地域の課題に住民自らが主体的に解決していくための仕組みづくりを推進していくとともに、地域性を重視した施策の展開、様々な地域活動への支援、人材育成、人と活動をつなげ合う取組が求められており、「行政の意識改革」と「住民の意識改革」による「協働のまちづくり」を目指すことが重要になります。

本市の状況と課題

本市では、「えびの市自治基本条例」を施行し、市政やまちづくりへ市民の参画を促していくとともに、市民、議会、行政それぞれの役割を明確化しています。また、平成25年3月には「協働のまちづくり指針」を策定し、市民と行政が住みやすい魅力あるえびの市をつくるという共通の目的を実現するために協働のまちづくりを進めており、今後も市民との協働が強く求められています。しかし、市民アンケート調査結果において、「市民参画による行政の推進」は、満足度・重要度とも低いという認識となっていることから、今後は、市民や地域が持つ力を活用したまちづくりを推進し、地域の課題は住民自らが解決する住民自治意識の向上を図ることが必要となります。

また、地方分権の進展に伴い、住民に最も身近な本市の行政機関としての役割が増大し、今後、地域の意思と責任に基づく自主・自立のまちづくりが一層求められてきます。ますます多様化する市民ニーズに応えながら、地域が主体的にまちづくりを進めていくためには、住民自治の考え方に基づき、地域の力を合わせて、市民と行政との協働によるまちづくりに取り組んでいくことが重要になります。

(3) 豊かな自然環境の保全

全国的な動向

近年、大気汚染や森林の減少といった地球規模での環境問題が広がり、人々の環境保全に対する意識が高まっています。国際社会においては、先進国の温室効果ガス削減目標などを定めた「京都議定書」が平成17年に発効され、現在は京都議定書に代わる国際的な排出削減の枠組みについて、気候変動枠組条約締約国会議において継続的に協議が行われています。平成27年12月には、国連気候変動枠組条約21回締約国会議(COP21)において、地球温暖化対策の新たな国際的な枠組みとなる「パリ協定」が採択され、先進国も途上国も、すべての国で温室効果ガスの削減に向けた行動をとることが合意されたことにより、全世界で化石燃料依存からの転換が進みつつあります。また、PM2.5や黄砂等による大気汚染の深刻化に伴う健康への影響も懸念されています。

本市の状況と課題

本市は、総面積の約70%を林野が占め、市内の大部分は自然が広がり、田園が残る地域となっています。特に市の南部は霧島錦江湾国立公園に位置し、平成22年に「自然の多様性とそれを育む火山活動」をテーマに霧島ジオパークとして日本ジオパークネットワークに登録されています。そこで、「えびの市環境基本条例」では、市民、事業者、市が協働して環境の保全に寄与していくとともに、それぞれが責務を明らかにし、環境の保全などを計画的、総合的に推進してきました。

しかし、環境保全については、ゴミの減量やリサイクル活動、省エネを意識した生活など、市民一人ひとりの意識と行動変容を促していくことが必要であり、小中学校からの環境教育や市民への継続的な啓発活動が必要です。また、単に国際的な責務という側面だけでなく、本市においては自然景観や田園景観の保全、さらには農業などの産業にも関わることから、これらを考慮した取組も重要となります。

■ えびの市の土地の状況

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
総面積 (km ²)		283.00	283.00	283.00	283.00	282.93
林野面積	(ha)	19,783	19,783	19,783	19,783	19,783
	対総面積割合 (%)	69.90	69.90	69.90	69.90	69.90
田畑面積	田面積 (ha)	2,570	2,570	2,570	2,560	2,520
	畑面積 (ha)	1,300	1,290	1,290	1,290	1,300
	対総面積割合 (%)	13.67	13.64	13.64	13.60	13.50
宅地面積	(ha)	969.8	998.6	999.6	1,005.7	1,011.2
	対総面積割合 (%)	3.43	3.53	3.53	3.55	3.57
可住地面積	(ha)	8,030	8,030	8,517	8,517	8,517
	対総面積割合 (%)	28.37	28.37	30.10	30.10	30.10

資料：指標でみる宮崎県

(4) 産業の活性化と雇用状況への対応

全国的な動向

近年、日本経済はますますグローバル化し、情報通信技術によるイノベーション^{※1}の進展などにより、産業構造は大きく変化しています。農林水産業については、後継者不足や食物の輸入増加に伴い衰退しつつあり、食の安全性に関わる問題も発生しています。TPP^{※2}、FTA^{※3}、EPA^{※4}等の対応など、刻々と変化する時代の潮流に的確に対応していくことが求められています。観光については、平成28年の訪日外国人観光客が初めて2,000万人を超えたことから、今後も外国人観光客の増加が予測されます。製造業においては、世界的な金融システムの混乱による景気後退などの海外情勢の変化により、国内の中小製造業の経営に大きな影響を与えています。商業については、規制緩和や価格競争の激化などにより、流通の再編や効率化が進み、価格競争力の弱い小売業者などが厳しい競争にさらされています。

地域の産業や雇用の状況は、国内だけでなく世界経済の情勢に大きく左右されるため、経済・産業における流れや変化をしっかりと把握する必要があります。

本市の状況と課題

本市の就業者数については、一貫して減少傾向が続いています。産業別にみると、本市の基幹産業である第1次産業については、昭和50年の8,083人から平成22年は2,530人と就業者数は大きく減少しており、第2次産業についても、平成2年を境に就業者数が減少に転じています。

企業アンケート調査結果をみると、交通が便利であるという理由から、本市は企業活動を行いやすいという意見がありました。そのため、今後は九州自動車道など、南九州の広域的な交通・物流の拠点としての優位性や産業構造の特徴を生かし、攻めの姿勢で積極的な企業立地に取り組むことが必要です。また、関係機関と連携しながら企業立地や起業支援に取り組み、雇用の安定・確保を図るとともに、農林畜産業の振興や6次産業化へつながる地域ブランドへの展開など、産業の活性化に取り組むことが重要です。

■ えびの市産業別就業割合の推移

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	
就業者総数(人)	14,324	14,503	14,097	13,487	12,870	12,229	11,408	10,176	
第1次産業	就業者(人)	8,083	6,734	5,996	4,625	3,883	3,245	2,954	2,530
	割合(%)	56.4	46.4	42.5	34.3	30.2	26.5	25.9	24.9
第2次産業	就業者(人)	1,878	2,604	2,596	3,187	3,091	2,915	2,457	1,924
	割合(%)	13.1	18.0	18.4	23.6	24.0	23.8	21.5	18.9
第3次産業	就業者(人)	4,343	5,164	5,505	5,664	5,894	6,062	5,966	5,543
	割合(%)	30.3	35.6	39.1	42.0	45.8	49.6	52.3	54.5

資料：国勢調査

※1 イノベーション：技術の発明に限らず、社会的意義のある新たな価値を創造すること。

※2 TPP：環太平洋戦略的経済連携協定の略で、アジア太平洋地域において高い自由化を目標に、非関税分野や新しい貿易課題を含む包括的な協定のこと。

※3 FTA：二国間または地域間(多国間)の協定により、モノの関税や数量制限など貿易の障害となる壁を相互に撤廃し、自由貿易を行なうことによって利益を享受することを目的とした協定のこと。

※4 EPA：FTAの要素に加えて、知的財産権、投資、政府調達、競争政策、中小企業協力なども対象分野に含む協定のこと。

(5) 安全・安心のまちづくり

全国的な動向

平成23年3月の東日本大震災や平成28年4月の熊本地震、また、ゲリラ豪雨等の局地的な集中豪雨の発生は、日本各地に大きな被害をもたらしています。こうした大規模地震や津波による被害、集中豪雨による土砂災害や河川の氾濫等の発生を契機に、人々の防災に対する意識は急速に高まっています。

今後、発生する災害に対し、建物の耐震性の向上、緊急物資の備蓄などに加え、住民と行政との連携を密にしておく必要があります。地域全体の防災力を高めるため、日頃から地域で訓練を行うなど、災害に強い地域社会が求められます。

また、子どもや高齢者を巻き込んだ犯罪や交通事故の増加、感染症の発生、食の安全性の問題など、身近な生活での不安要素が増大し、危機管理への関心が高まっています。

防犯や消費者問題対策については、個人や家庭では解決できない問題も多いことから、地域のつながりの重要性が再認識されています。行政による防犯体制等の取組とあわせ、日頃からの近所付き合い、見守りなど地域全体での取組が重要となっています。

医療を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、医療技術の進歩及び医療提供の場の多様化等により大きく変わってきており、その中で、医療に対する意識は、安全・安心の重視とともに、量から質の向上が求められており、地域医療提供体制の構築が重要課題となっています。

本市の状況と課題

本市は、平成25年3月に「えびの市地域防災計画」の見直しを行い、避難行動要支援者対策や防災体制の強化を進めてきました。平成23年1月に新燃岳が火山活動を再開したことや、平成28年4月に発生した熊本地震の影響により、市民の災害への関心は高まりつつあります。市民アンケート調査結果をみても、「防災対策の見直し・強化」の項目では、満足度は低く、重要度は高いということから、今後は、住民主体による防災体制を見直すなど、地域の福祉力により安全・安心を高めていくことが重要となります。

また、交通事故や犯罪、振り込め詐欺やインターネットによる新たな犯罪、食の安全への不安など身近な生活の中での危険が増大しており、こうした危険を排除する取組が必要となっています。今後も、安心を実感できる暮らしの実現に向けて、しっかりと危機管理体制を構築し、市民一人ひとりが「自分の身は自分で守る」ことを基本に置きながら、地域においても互いに助け合うことができる体制づくりを進めていくことが求められています。

地域医療においては特定診療科及び医師の不足が問題となっており、今後更なる高齢化の進展が予測される中で、医療水準を維持していくことが課題となっています。市民アンケート調査結果においても、「地域医療体制の整備」は満足度が低く、重要度が高いことから、市民がいつでも適切な医療を受けられるよう、将来にわたり地域で安定した医療を提供できる体制の構築が必要となっています。

(6) 教育ニーズの高まりと明日を担う人づくり

全国的な動向

少子高齢化の進行、高度情報化の進展など、日本の社会環境は大きく変化し、経済格差の広がりによる子どもの貧困問題、ネット社会を巡る問題など子どもたちに大きな影響を与えています。また、子どもの学力の低下をはじめ、教職員の負担の増大や不規則な生活習慣など家庭や地域の教育力の低下に起因する問題が指摘されており、教育への関心は高まりをみせています。

今後は、グローバル化の進展や人工知能（AI）の飛躍的な進化など、社会の加速度的な変化を受けとめ、将来の予測が難しい社会の中でも、伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、志高く未来を創り出していくために必要な資質・能力を子どもたち一人ひとりに確実に育んでいく学校教育を実現していくことが求められています。

本市の状況と課題

本市の児童・生徒数については、少子化の影響を受け小学校、中学校、高等学校ともに年々減少しています。本市では、徹底した学力向上と、地域に貢献する人材を育成することなどをねらった「えびの市学校教育五つの挑戦」に取り組むために、平成26年度より小学校・中学校の全学年において30人学級を完全実施し、えびの市一貫教育の一層の充実に取り組んできました。

平成28年には、「えびの市教育大綱」を策定し、教育、文化及びスポーツ振興に関する総合的な取組を行っています。また、「教育基本方針・教育施策」において、21世紀を担う創造性豊かで意欲ある人づくり、個性とやすらぎのある地域づくりを進めるため施策を展開しています。今後は、ICT技術の進歩によるネットでのいじめや、家庭や地域の教育機能の低下などの課題に取り組み、郷土を担う人材の育成が重要となります。

■ えびの市の児童生徒数等の推移

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
小学校	校数(校)	7	7	7	7	6
	教員数(人)	84	79	75	78	76
	児童数(人)	1,018	1,002	952	966	942
	教員一人当たり児童数(人)	12.1	12.7	12.7	12.4	12.4
中学校	校数(校)	4	4	4	4	4
	教員数(人)	59	67	66	62	60
	生徒数(人)	527	489	482	469	484
	教員一人当たり生徒数(人)	8.9	7.3	7.3	7.6	8.1
高等学校	校数(校)	2	2	2	2	2
	教員数(人)	40	43	43	43	43
	生徒数(人)	450	405	392	362	391
	教員一人当たり生徒数(人)	11.3	9.4	9.1	8.4	9.1

資料：指標でみる宮崎県

(7) 価値観及びライフスタイルの多様化

全国的な動向

価値観が、「物質的豊かさ」から「心の豊かさ」をより重視する傾向へ変化するなかで、単身世帯の増加や女性の社会進出、労働時間の短縮化等、人々のライフスタイルは多様化しています。特に、晩婚化・未婚化、出生率の低下や、伝統的な地域社会とのつながりの希薄化などの問題が深刻化しています。このような中で、地方においては、若者の減少や地域のにぎわいの喪失などの問題が顕著になっており、自治体が定住促進を図ることは共通の大きな課題となっています。一方で、定年退職を機に地方への定住志向や都市に住む若者を中心に新たな生活スタイルを求めて農村に移住する動きが高まっています。国においては、地方自治体や関係省庁とも連携し、地域おこし協力隊による定住・定着化を図る取組や全国移住ナビを活用した総合的な情報提供が行われ、新しい人の流れが求められています。

また、スマートフォンやインターネットの普及など、近年の情報通信技術の発達は、生活の利便性や産業の生産性の向上とともに、人と人のつながり方など、生活に大きな変化を与えています。特に、インターネットの利用拡大に伴い、情報の検索やネット上の交流などが一般的となっています。また、労働時間の短縮化や団塊世代の大量退職などを契機に、余暇時間が増大し、個人の自発的な社会貢献に対する意識が高まっています。今後は、世代や性別によらず、国民一人ひとりが個性と能力を発揮し、それぞれの責任と価値観に基づいた生き方が可能となる社会が求められています。

本市の状況と課題

本市においても、全国的な動きの中で、移住・定住の取組を積極的に行ってきました。えびの市移住・定住支援センターを開設し、住まい、しごと、就農、市の支援策などきめ細かなサポートを行ってきましたが、今後は移住者を含めて全ての市民が住み続けたいと感じるえびの市にするために、多様なニーズに応え、魅力あるまちづくりを進めることが重要です。

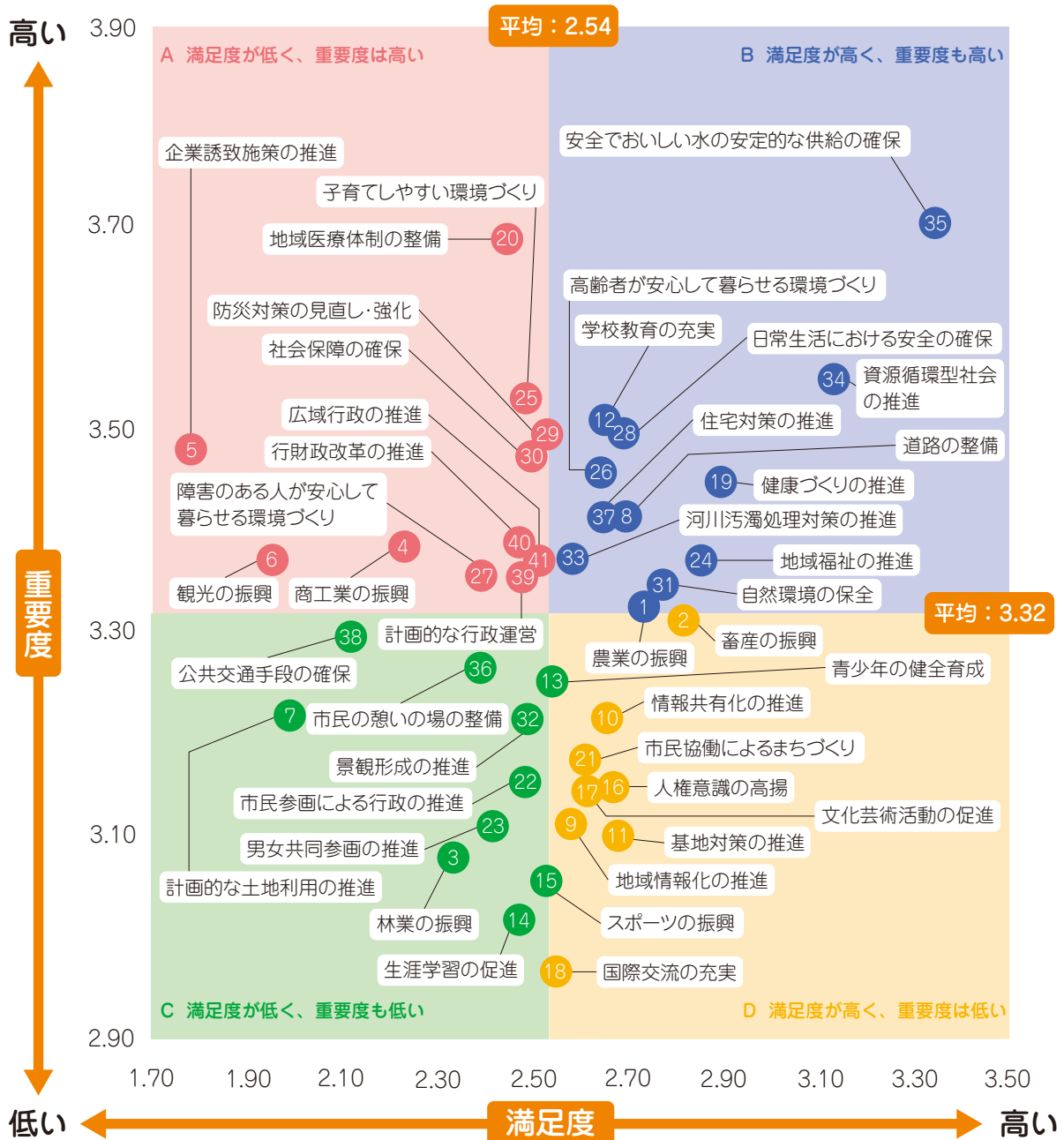
生涯学習においては、生きがいをもった人生を送る上で大切な要素となるため、生涯学習へのニーズも多様化しています。本市では生涯学習講座や、生涯学習振興大会など、生涯学習活動を積極的に行っていますが、今後も、市民がライフステージに応じて生涯にわたり学べる環境を整える必要があります。

また、男女がともに家庭生活と仕事、地域・社会活動を両立しやすい環境整備や政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るための取組を進めていますが、市民アンケート調査結果において「男女共同参画の推進」は、満足度・重要度ともに低いことから、今後は男女がともに活躍できる環境づくりが必要となっています。

さらに、スマートフォン、SNSの普及など、近年の情報通信技術は飛躍的に発展し、誰もが容易に世界中の情報を得ることができるようになっており、本市においてもSNSを活用した情報発信を行っていますが、情報通信技術を有効に活用し、市民の利便性の向上と行政運営の効率化を図ることが重要となります。

2 アンケートからみえる市民意識

満足度・重要度分布図（市民意識調査）



上の図は、各項目の満足度および重要度について、回答者全員の平均値の分布を示したものです。市の取組 41 項目について回答者の満足度（「満足」4点、「やや満足」3点、「やや不満」2点、「不満」1点の4段階）と重要度（「極めて重要」4点、「重要」3点、「あまり重要でない」2点、「重要でない」1点の4段階）を得点化し、回答者全員の平均値を項目ごとに算出しました。

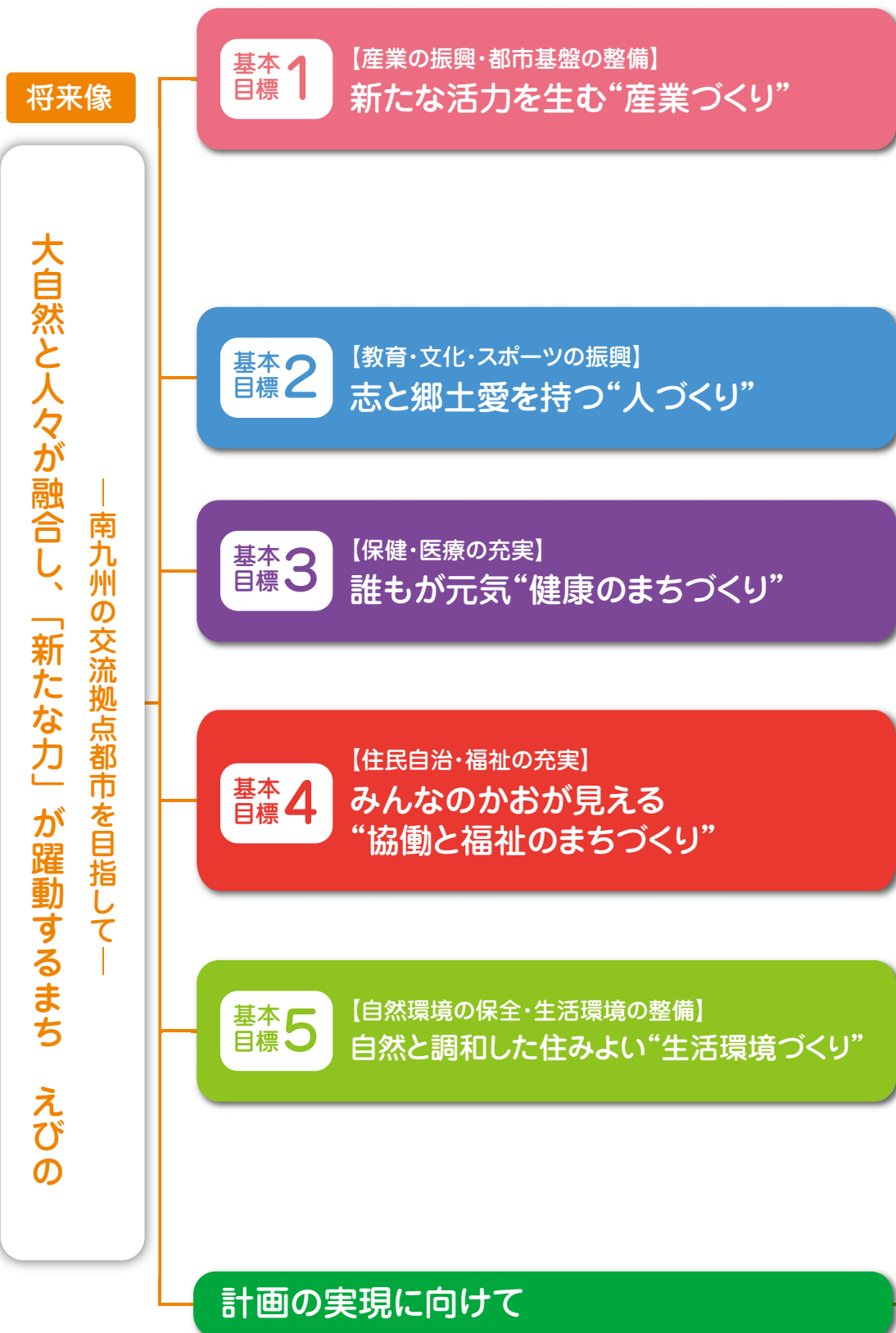
: 満足度が低く、重要度は高い
 : 満足度が低く、重要度も低い
 : 満足度が高く、重要度も高い
 : 満足度が高く、重要度は低い

項目	満足度	重要度
1 農業の振興	2.74	3.33
2 畜産の振興	2.81	3.31
3 林業の振興	2.33	3.08
4 商工業の振興	2.23	3.38
5 企業誘致施策の推進	1.79	3.48
6 観光の振興	1.96	3.37
7 計画的な土地利用の推進	2.00	3.22
8 道路の整備	2.69	3.42
9 地域情報化の推進	2.58	3.11
10 情報共有化の推進	2.66	3.21
11 基地対策の推進	2.68	3.10
12 学校教育の充実	2.66	3.50
13 青少年の健全育成	2.54	3.25
14 生涯学習の促進	2.47	3.02
15 スポーツの振興	2.53	3.05
16 人権意識の高揚	2.66	3.14
17 文化芸術活動の促進	2.63	3.15
18 国際交流の充実	2.55	2.97
19 健康づくりの推進	2.89	3.45
20 地域医療体制の整備	2.45	3.69
21 市民協働によるまちづくり	2.61	3.17

項目	満足度	重要度
22 市民参画による行政の推進	2.49	3.15
23 男女共同参画の推進	2.42	3.11
24 地域福祉の推進	2.85	3.37
25 子育てしやすい環境づくり	2.49	3.53
26 高齢者が安心して暮らせる環境づくり	2.64	3.46
27 障害のある人が安心して暮らせる環境づくり	2.39	3.35
28 日常生活における安全の確保	2.67	3.50
29 防災対策の見直し・強化	2.51	3.49
30 社会保障の確保	2.50	3.48
31 自然環境の保全	2.76	3.35
32 景観形成の推進	2.48	3.21
33 河川汚濁処理対策の推進	2.58	3.37
34 資源循環型社会の推進	3.13	3.55
35 安全でおいしい水の安定的な供給の確保	3.34	3.70
36 市民の憩いの場の整備	2.39	3.26
37 住宅対策の推進	2.65	3.42
38 公共交通手段の確保	2.13	3.30
39 計画的な行政運営	2.49	3.36
40 行財政改革の推進	2.48	3.39
41 広域行政の推進	2.49	3.36
平均点	2.54	3.32

第3章

計画の体系



基本施策

1 地域資源を生かした産業の振興

- ①農業の振興
- ②畜産の振興
- ③林業の振興
- ④商工業の振興
- ⑤企業立地施策の推進
- ⑥観光の振興

2 まちの活力につながる環境づくり

- ①計画的な土地利用の推進
- ②道路の整備
- ③地域情報化の推進
- ④基地対策の推進

1 郷土を担う人材の育成

- ①学校教育の充実
- ②青少年の健全育成
- ③生涯学習の促進
- ④スポーツの振興
- ⑤人権意識の高揚

2 郷土文化の継承と新しい文化の創造

- ①文化芸術活動の促進
- ②国際交流の充実

1 健康の保持・増進

- ①健康づくりの推進
- ②地域医療体制の整備

1 市民参加・協働のまちづくり促進

- ①市民協働によるまちづくり
- ②市民参画による行政の推進
- ③男女共同参画の推進
- ④情報共有化の推進

2 かおの見える福祉の充実

- ①地域福祉の推進
- ②子育てしやすい環境づくり
- ③高齢者が安心して暮らせる環境づくり
- ④障害のある人が安心して暮らせる環境づくり

3 安心して暮らせるまちづくり

- ①日常生活における安全の確保
- ②防災対策の充実・強化
- ③社会保障の確保

1 調和のとれた美しい景観の保全

- ①自然環境の保全
- ②景観形成の推進
- ③河川汚濁処理対策の推進
- ④資源循環型社会の推進

2 住みよい生活環境の確保

- ①安全でおいしい水の安定的な供給の確保
- ②市民の憩いの場の整備
- ③住宅対策の推進
- ④移住・定住の促進
- ⑤公共交通手段の確保

- ①計画的な行政運営
- ②行財政改革の推進
- ③広域行政の推進



基本計画

第1章

新たな活力を生む “産業づくり”

第1節 地域資源を生かした産業の振興

基本 施策 1 農業の振興

施策目標 ~目指す姿~

- 多様な担い手の育成・確保と農業経営の効率化が進み、遊休地の活用や生産基盤の整備がなされています。
- 消費者が安心できる農産物が生産され、市民だけでなく、市外からの購入客も増えています。
- 6次産業化や高付加価値化を目指すとともに、販路拡大など農産物のブランド化を進め、安定した農業経営が行われています。



現状と課題

- 農業は本市の基幹産業であり、稲作を中心に畜産・野菜・果樹等を組み合わせた複合型の農業が主軸となっています。また近年は、農薬や化学肥料を低減する環境にやさしい農業に取り組む農家もあります。しかし、農業経営者の高齢化や後継者不足、兼業化は急速に進んでおり、耕作放棄地の増加に伴う農地利用率の低下、経営耕地の分散による生産性の低下などの問題が生じています。
- 本市では、担い手対策推進事業や土地改良事業などを通じて農業経営者の育成や農業生産基盤の整備、集落営農の推進などに取り組んでいます。しかし、今後のTPP、FTA、EPA協定の動向に対応するためには、経営感覚に優れた農業経営者の育成や農業経営の法人化、集落営農組織の育成などを図ることが必要となっています。
- 本市では、農産物・農業加工品の研究・生産といった6次産業化による高付加価値型農業を推進しています。この取組を軌道に乗せるとともに、販路の開拓・拡大やブランドイメージ*の構築を進めていくことが必要となります。
- 平成25年度にオープンした道の駅については、予想を上回る来場者や出荷者協議会の会員の大幅増加に伴い、新たな展開が求められています。
- えびの産米は、平成27産米の食味ランキングにおいて、霧島地区ヒノヒカリとして県内初の「特A」を獲得しました。ブランド化によるえびの産米の地位向上のためには、継続して「特A」を獲得していく必要があります。

*ブランドイメージ：ブランドを価値あるブランドとするには、ブランドの認知とともに、消費者の記憶に価値あるものとして残ることが必要となる。ブランドイメージとは、ある商品銘柄に対して社会や消費者が抱いている印象のこと。

目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	後期目標値 (平成 33 年度)
認定農業者数	340 経営体	321 経営体	320 経営体
新規就農者数	5 人 / 年	4 人 / 年	7 人 / 年
道の駅来場者数 ^{**}		617 千人 / 年	800 千人 / 年
道の駅売上額		455 百万円 / 年	600 百万円 / 年
6次産業化の取組事例数 ^{**}		4 件	10 件
農家民泊受入農家数		20 軒	30 軒

※総合戦略で設定した目標指標（K P I）

主要施策・主要事業

施策 1 農業経営者の育成及び農業経営基盤の整備強化

- 「農地は集落で、農業は担い手で守る」体制整備を促進するため、経営感覚に優れた農家の育成と集落営農の組織化、農業経営の法人化など多様な担い手の育成・確保と農地の集積化による農業経営の効率化を支援します。
- 本市の基幹産業である農業を次の世代に引き継いで行くために、新規就農者や農業後継者を支援します。
- 農家民泊や農作業体験を行うイベントの開催など本市の基幹産業である農業を利用した交流人口の増加を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①新規就農総合支援事業
- ②担い手対策推進事業
- ③担い手育成事業
- ④中山間地域等直接支払事業
- ⑤グリーンツーリズム推進事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①新規就農総合支援事業
- ②担い手対策推進事業
- ③農地集積推進事業
- ④農業継承推進事業
- ⑤中山間地域等直接支払事業
- ⑥グリーンツーリズム推進事業

施策2 農業生産基盤の整備

- 基盤整備を推進するとともに、農地の保全をはじめ、老朽化している農道や用排水路、水利施設など農業設備の機能維持・機能回復を支援します。
- 鳥獣などによる農地・農作物への被害防止対策を推進します。
- 農作業の効率化、畑作物の高品位安定化及び品質向上を図り、畑作農業の生産性向上と畑作経営の安定を目的に西諸畑地かんがい事業を推進するとともに水田ほ場整備を推進します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①土地改良施設維持管理適正化事業
- ②市土地改良区合同事務所補助金事業
- ③有害鳥獣被害総合対策事業
- ④農地・水保全管理事業
- ⑤県営畑地帯総合整備事業
- ⑥シカ捕獲促進事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①市土地改良区合同事務所補助金事業
- ②鳥獣対策事業
- ③多面的機能支払交付金事業
- ④県営畑地帯総合整備事業
- ⑤水田ほ場整備事業
- ⑥シカ捕獲特別対策事業

施策3 農産物のブランド化推進

- 安全・安心でおいしい農産物の生産を基本に、農協や関係機関等と連携し、ブランドイメージの構築や道の駅を活用した地産地消など販路開拓の促進に向けた取組を推進します。
- 生産から加工及び販売を一元的に行う6次産業化に向け、関係機関・団体、民間企業等と連携し取組を進めます。
- 生産技術の高度化を支援し、農産物等の高品質化を図ります。また、バイオマス^{*}など環境にやさしい農業の普及・啓発に取り組めます。
- 道の駅については、来場者に比して狭小な施設であるため、今後の道の駅のあり方を関係団体・組織と検討し、拡張を進めます。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①物産館建設事業
- ②バイオマスタウン構想事業
- ③みやざき農業振興資金利子助成事業
- ④農業近代化資金利子補給補助事業
- ⑤園芸産地強化対策事業
- ⑥環境保全型農業直接支援対策事業
- ⑦産地収益力向上対策事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①農産園芸振興対策事業
- ②農畜産物銘柄確立対策事業
- ③環境保全型農業直接支援対策事業
- ④道の駅運営事業
- ⑤6次産業化事業

^{*}バイオマス：再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。(家畜排せつ物、稲わら、間伐材など)

総
論

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

計画の実現
に向けて

資料
編

基本 施策 2 畜産の振興

施策目標 ～目指す姿～

- 自衛防疫強化による安定した畜産経営の推進並びに安全・安心な畜産物が生まれています。
- 自給粗飼料生産受託組織等が充実され、飼料自給率の向上と経営コストの低減により安定した畜産経営が行われています。
- 畜産クラスター^{*}事業等の活用により、規模拡大による生産基盤の強化が図られています。
- 和牛繁殖生産施設を拠点とした、担い手の育成支援や性向上技術等実証により地域収益性が向上しています。



現状と課題

- 本市の畜産は、農業粗生産額の8割以上を占める重要な産業であり、中でも肉用子牛を中心に生産額が上昇していますが、高齢飼養者の離農による生産基盤の弱体化、飼料価格の高止まり及びT P P、F T A、E P A等の国際間自由貿易協定の進展による意欲の低減など畜産経営への影響が懸念されています。このような中で、後継者等の育成・確保、農作業の分業化及び労働力の確保など、畜産業を継続できる体制・環境づくりが課題となっています。
- 本市では、畜産クラスター事業や優良牛貸付家畜購入事業などの各種事業を通じて、畜産農家の経営安定化を支援し生産力の確保を図っています。今後も引き続き、規模拡大による所得及び生産力の向上・確保に向けた支援を進めるとともに、安定的な販路を確保するため畜産物の高品質化を進め、ブランドとして確立していくことが課題となります。
- 近隣諸国では、依然として口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの海外悪性伝染病が発生していることから、各農場における自衛防疫体制の強化が求められています。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	後期目標値 (平成 33 年度)
肉用牛の粗生産額	10,400,000 千円 / 年	11,839,777 千円 / 年	14,000,000 千円 / 年
酪農の粗生産額	480,000 千円 / 年	508,599 千円 / 年	466,700 千円 / 年
中小家畜（豚・鶏）の粗生産額	5,000,000 千円 / 年	7,025,984 千円 / 年	7,100,000 千円 / 年

※畜産クラスター：畜産農家をはじめ、地域に存在する各関係者が有機的に連携・結集した地域ぐるみの高収益型畜産体制のことで、コストの削減や付加価値の向上・需要の創出を目指すもの。



主要施策・主要事業

施策1 安全・安心な畜産物の生産と畜産経営基盤の強化

- 県や農協をはじめとする関係機関と連携し、各種の補助事業を活用した意欲のある担い手の育成支援や生産物の改良と質の向上を図ります。
- 口蹄疫等の海外悪性伝染病リスクを低減し、安全・安心な畜産物の生産を図るため、質の高い自給飼料を確保できるよう支援します。
- 畜産経営の安定化を図るため、優良家畜の保留や導入を支援し畜産物の高品質化を促進するとともに、畜産物の販路開拓及び消費拡大に取り組み、ブランド化を進めます。
- 飼養規模拡大や高齢化の進展による飼料生産に係る労働力不足に対応するため、コントラクター（飼料生産受託組織）を育成し、労働力の軽減など飼料生産作業の効率化・低コスト化を促進します。
- 和牛繁殖生産拠点施設における後継者や新たな担い手の育成と生産性向上技術の実証により、肉用牛生産基盤の強化を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①畜産振興会補助金事業
- ②優良牛貸付家畜事業
- ③優良牛保留対策事業
- ④肉用牛肥育経営緊急支援対策事業
- ⑤自給飼料生産対策事業
- ⑥中小家畜農家経営緊急支援事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①畜産振興会補助金事業
- ②貸付家畜購入事業
- ③優良牛保留報償事業
- ④地域内一貫体制肉用牛振興対策事業
- ⑤コントラクター活用促進事業
- ⑥中小家畜経営疾病防止対策事業
- ⑦農畜産物銘柄確立対策事業（再掲）
- ⑧酪農経営生産基盤強化対策事業
- ⑨意欲のある畜産担い手支援対策事業
- ⑩和牛繁殖生産拠点施設整備事業

施策2 家畜防疫対策の徹底と畜産環境対策の強化

- 県や農協をはじめとする関係機関と連携し、口蹄疫等の防疫対策の徹底を図ります。
- 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」を遵守し、衛生面に配慮された飼育環境づくりと、コントラクターを活用した堆肥散布支援など資源循環型の畜産経営を推進します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①家畜防疫対策事業
- ②家畜伝染病侵入防止対策事業
- ③オーエスキー病清浄化対策事業
- ④畜産環境整備事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①家畜防疫対策事業
- ②畜産環境整備事業
- ③家畜伝染病侵入防止対策事業

基本 施策 3 林業の振興

施策目標 ～目指す姿～

- 林業従事者の育成が進み、造林・下刈・間伐等の森林管理が計画的になされ、森林が保全されています。
- 林道や作業道などが整備され、効率的・近代的な施業が行われるとともに、タケノコなど林産物の生産が拡大されています。



現状と課題

- 本市の森林面積は市域の7割弱を占め、豊富な森林資源を有しています。県内での木質バイオマス発電燃料として林地残材の活用が進み循環型社会への取組が確立され雇用の場は拡大してきていますが、林産物による林業所得は伸び悩んでいます。また、林業従事者の減少や高齢化の進行、更には不在地主を起因とした放置林の問題・未植栽地の増大など、様々な問題が生じています。
- 本市では、森林の持つ多面的な機能を生かせるよう、森林整備地域の活動支援や市有林の管理事業などを行うとともに、作業道の整備や林道の維持・管理、林業従事者の福利厚生面への支援を通じて、安定的に森林施業が行えるような就労環境を整えています。今後も引き続き森林の持つ公益的機能を維持するなど、「えびの市森林整備計画」に基づいた適正な森林管理体制の確保や緑化活動の推進を図るとともに、再生可能なエネルギーとして木質資源の利活用やタケノコなどの林産物生産を促進し、林業経営の安定化を支援することも課題となります。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	後期目標値 (平成 33 年度)
間伐実施面積		101ha/年	90ha/年
森林ボランティア活動人数	250人/年	218人/年	250人/年
林道など路網の開設延長	2,000m/年	3,750m/年	2,000m/年
植栽の推進		8ha/年	16ha/年
新規林業就業者数*		2人	10人

※総合戦略で設定した目標指標（KPI）



主要施策・主要事業

施策1 林業従事者の育成及び林業生産体制の確保

- 森林の公益的機能と良質な木材を確保するために、欠かすことのできない造林・保育・間伐などの計画的な整備を、森林組合及び林業事業者と連携し進めます。
- 森林施業の集約化、合理化及び施業委託の促進を図るとともに、森林組合及び林業事業者との連携による後継者の育成に取り組み、林業生産体制の維持・確保に努めます。
- 作業の効率化や生産性を高めるため、林道等の整備や高性能林業機械の導入を進めます。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①森林整備事業
- ②森林整備加速化・林業再生事業
- ③林業担い手育成事業
- ④森林整備地域活動支援事業
- ⑤林道網総合整備事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①森林整備事業
- ②林業担い手育成事業
- ③森林整備地域活動支援事業
- ④林道網総合整備事業
- ⑤林業活性化事業

施策2 林業経営の安定化

- タケノコなど付加価値の高い林産物の生産を促進するとともに、品質の向上と販路の拡大に取り組み、経営の安定化を図ります。
- 有害鳥獣対策は被害農家と連携した対策・捕獲活動に努めます。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①特用林産物生産対策事業
- ②シカ捕獲促進事業（再掲）

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①しいたけ等特用林産物生産基盤強化事業
- ②シカ捕獲特別対策事業（再掲）

基本 施策 4 商工業の振興

施策目標 ～目指す姿～

- 高齢となっても市民が買い物に困ることがない環境となっています。
- 市内企業が、優秀な人材の確保により、経営基盤を強化し、独自の企画・開発・技術・販売に取り組み、活性化しています。
- 多様な産業が連携し、地域資源を活用した商品の開発・販売が進められています。
- ワーク・ライフ・バランス^{*}（仕事と生活の調和）の考え方が浸透するとともに、安全かつ快適な就労環境が形成されています。
- 新規創業により新たな雇用が生まれています。



現状と課題

- 市内の商工業は依然として厳しい状況で、特に商業において個人経営店は、高齢化に加え大型店等の出店により閉店が相次いでいます。えびの市商工会の会員数も減少の一途をたどっており、特に商業の疲弊が懸念されています。そこで、閉店に伴う空き店舗の再生や市内商工業の安定経営のため、創業や運転資金のための融資制度を充実させ、商工業者を育成、支援する施策を打ち出し、市民に必要とされる商業の形成を行っていくことが重要です。
- 本市では、南九州の交通の要衝としての地の利を生かして、物流をはじめ、多くの企業が立地しています。また、平成25年にオープンした「道の駅えびの」は、立地条件のよさも相まって順調に業績を伸ばしていますが、えびの市ならではの特産品が少なく、特産品の開発や販路拡大、そしてえびのブランドとしての確立が十分とはいえないのが現状です。今後、道の駅を拠点としてえびの市を情報発信していくためにも、地域資源を活用した優良な特産品の開発、そして特産品の販売力の強化が求められています。
- 市内事業所に従事する労働者の労働環境改善のため、関係機関と一体となって取組を進めていますが、労働者の仕事と生活のバランスは重要であることから、雇用者、労働者いずれの環境に対しても改善と充実が求められています。

^{*}ワーク・ライフ・バランス：国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 （平成 28 年度）	現状値 （平成 27 年度）	後期目標値 （平成 33 年度）
商工会会員数	670 名	594 名	600 名
中小企業融資貸付金実行件数	70 件	28 件	70 件
物産振興イベント参加業者数（延べ）	100 事業者	49 事業者	100 事業者
創業数*		-	10 件
空き施設利用件数*		-	5 件
事業承継 個別相談件数**		1 件（H26）	15 件
制度融資 利用件数**		19 件（過去3年平均）	26 件

※総合戦略で設定した目標指標（KPI）



主要施策・主要事業

施策1 中小企業の経営基盤の強化

○商工会と連携し、後継者及び優秀な経営者の育成を支援するとともに、経営相談や融資制度の運用などを通じて市内商工業者の経営の安定化を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①商工会補助金事業
- ②中小企業大学校受講補助金事業
- ③中小企業融資貸付金事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①商工会補助事業
- ②中小企業大学校受講補助事業
- ③中小企業対策事業
- ④住宅リフォーム促進事業

施策2 商業活動の活性化

○商工会や地元商店等と連携し、買い物難民等への対応を図るとともに、市民にとって地域に密着した魅力ある商業となるよう、商業者の育成とネットワーク化を支援します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①商工会補助金事業（再掲）

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①商工会補助事業（再掲）

施策3 えびのならではの産業の振興

○えびの市物産振興協会や商工会などの関係機関と連携し、優良な特産品の開発と普及を推進します。また、特産品の販路拡大及びブランドの確立を図るため、道の駅を拠点とした特産品等のPR活動や市外県外での物産展に取り組み、特産品等の販売促進及び消費拡大に取り組みます。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①物産館建設事業（再掲）
- ②物産振興協会補助事業
- ③バイオマスタウン構想事業（再掲）

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①物産振興協会補助事業
- ②販路拡大支援事業
- ③6次産業化事業（再掲）

施策4 勤労者福祉の充実

○勤労者の福利厚生充実を図るため、市広報紙や企業訪問等を通じて各種支援制度の周知や支援制度の適切な運用を図ります。

○多様化するライフスタイルに合わせ、仕事と生活の調和が図られるよう、育児・介護のための休業制度などについて普及啓発に取り組み、労働環境の改善を促進します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①林業巡回特殊健康診断補助金事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①林業巡回特殊健康診断補助事業

施策5 起業の支援

○商工会等と連携し、起業家や経営者の育成を支援するとともに、新規事業や創業への融資制度及び補助制度を通じて、市内での創業を促進し、商工業の振興を図ります。

～重点的に取り組む事業～

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①起業家誘致育成支援事業
- ②商工会補助事業（再掲）
- ③創業支援事業

総論

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

計画の実現
に向けて

資料編

基本 施策 5 企業立地施策の推進

施策目標 ～目指す姿～

- 新たな企業用地の確保により、企業の進出が増え、新たな雇用が生まれています。
- 多様な業種の企業立地により、雇用の場が生まれ、若者の流出が減少しています。
- 働く場が増え、市外県外からのU・Jターンにより定住人口が増加しています。



現状と課題

- 本市の指定企業数（平成28年4月現在）は、19社となっており、近年、市内での企業の新規操業件数が伸び悩んでいます。本市に立地する企業の存在は雇用をはじめ、地域への貢献等を考慮すると、大きな効果があります。既存企業の活力こそが、本市活性化の原動力になっているといえます。
- 市内企業においては、人材確保が大きな課題となっています。そこで、本市では、市内企業を広く周知するため、指定企業と20人以上の事業所を対象に企業ガイドブックを作成し、学校を含む関係機関へ配布しました。今後も人材が不足する企業と求職者とのマッチングを進めていくための対策が求められています。
- 企業立地のためには、受け皿となる用地があることが前提となりますが、本市は、現在企業立地を進めるための用地がなく、民間所有地等に頼っているのが現状です。企業立地を促進するためにも工業団地等の用地確保が急務となっています。

目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	後期目標値 (平成 33 年度)
企業立地件数*	10 社	7 社	10 件
企業立地に関する出張・企業訪問・相談数	100 回 / 年	115 回 / 年	130 回 / 年
異業種交流会開催回数	2 回 / 年	2 回 / 年	2 回 / 年
立地企業による新規雇用者数*		88 人	250 人
就職説明会参加者数*		21 人 / 年	40 人 / 年
市内高校新卒者の就職人数*		5 人 / 年	10 人 / 年
U I J ターン者が就労しやすいまちだと思ふ市民の割合		4.6% (平成 28 年 10 月 市民意識調査)	30.0%

※総合戦略で設定した目標指標（K P I）



主要施策・主要事業

施策 1 企業立地の促進

- 企業訪問を精力的に実施し、企業の進出情報収集を進めるとともに、企業立地のための民有地の掘り起し等を進めます。さらに、支援措置を含む本市の有利性を、対外に情報発信します。
- あらゆる人材等を活用し、企業立地にかかる情報収集活動や企業立地活動を展開していきます。さらに、確実な企業立地につなげられるよう各種助成の実施、進出意向企業に対する柔軟かつ迅速な対応により企業の確実な進出につなげていきます。
- 工業用地等の確保に努め、企業立地の実現を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①企業誘致対策事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①企業立地対策事業
- ②工業用地等確保事業

基本 施策 6 観光の振興

施策目標 ～目指す姿～

- 豊かな自然など、えびの市の持つ優位性が活用され、観光客が訪れるまちとなっています。
- 五感を使い、えびのを体感できる観光メニューや観光コースがあります。
- 市民の誰もが観光客をもてなす体制が構築されています。



現状と課題

- 本市には、霧島錦江湾国立公園の中核となる観光地「えびの高原」をはじめ、「京町温泉」や南九州特有の文化「田の神さあ」など、多種多様な観光資源があります。
- 本市の代表的な観光地であるえびの高原を含む霧島錦江湾国立公園は、環境省より国立公園満喫プロジェクトの先導的モデルとして選定されたことから、霧島ジオパークや環霧島会議でのなお一層の広域連携の取組や市有施設の整備等が求められています。また、京町温泉については、施設の老朽化や後継者不足の問題、観光客の減少がみられているため、観光地としての再生や活性化を図ることが課題となっています。
- 島内古墳の出土品など、本市の多種多様な観光資源を連携させ、周遊させることが重要な課題といえます。このため、観光資源の有効活用方法の検討や施設の整備、接客マナーなど受入体制の整備・改善や観光客のニーズに応じたプラン・メニューの開発などの充実を図ることも課題となっています。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	後期目標値 (平成 33 年度)
スポーツ合宿の補助団体数*	20 団体 / 年	75 団体 / 年	100 団体 / 年
道の駅来場者数（再掲）*		617 千人 / 年	800 千人 / 年
特定地域への入込客数（えびの高原・京町温泉・白鳥温泉）*		1,040,000 人 / 年 (平成 26 年)	1,300,000 人 / 年
地域の観光資源を生かしていると思う市民の割合		7.6% (平成 28 年 10 月 市民意識調査)	30.0%

※総合戦略で設定した目標指標（KPI）



主要施策・主要事業

施策1 温泉地の活性化

○良質で多様な泉源を持つ京町温泉の優位性を生かし、誘客に繋げるためおもてなしの向上に向けた地域一体となった取組を推進し、新たな観光客とリピーターの増加を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①京町温泉活性化プラン
- ②京町温泉夏祭実行委員会補助金事業
- ③スポーツ観光推進協議会補助金事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①京町温泉夏祭実行委員会補助事業
- ②スポーツツーリズム推進事業
- ③観光施設整備事業

施策2 着地型観光の推進

○観光協会を中心として、地域の企業や民間団体等と連携し、本市の持つ自然、歴史・文化、産業などを生かした、観光地をつなぐ観光ルートの開発やPRに取り組みます。

○本市の持つ自然環境等をアウトドアアクティビティに活用し、新たな誘客に繋げるため、アクティビティの開発やガイドのできる人材や団体の発掘や育成、その拠点づくりに取り組みます。また、アウトドアで訪れた観光客を、京町温泉だけでなく、えびの高原キャンプ村や矢岳高原ベルトンオートキャンプ場に宿泊してもらえるような施設整備に取り組みます。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①えびの市観光協会補助金事業
- ②観光ルート整備事業
- ③観光PR広告事業
- ④グリーンツーリズム推進事業（再掲）
- ⑤郷土の森整備事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①えびの市観光協会補助事業
- ②観光PR事業
- ③アウトドアシティえびの推進事業
- ④森林環境支援事業
- ⑤グリーンツーリズム推進事業（再掲）

施策3 観光誘客の推進

- 従来のパンフレット、雑誌やテレビなどのメディア等に加え、ホームページやSNS等のインターネットを有効活用し、本市のPRを推進します。また、本市観光協会が作成した携帯電話やタブレットによるARアプリの充実を図り、観光・防災Wi-Fiを活用し、本市を訪れようとする観光客への情報提供や発信に取り組みます。また、インバウンド対策として、市ホームページやパンフレット等の情報提供ツールの多言語化に取り組みます。
- 環霧島会議や西諸定住自立圏、島津義弘公ゆかりの市町で構成する三州同盟会議などと連携し、広域的な誘客活動の展開に取り組みます。
- 「道の駅えびの」を観光拠点とし、市内観光地へ周遊させるための観光ルートの開発に取り組みます。

～重点的に取り組む事業～**前期計画に掲載した事業**

- ①物産館建設事業（再掲）
- ②京町温泉夏祭実行委員会補助金事業（再掲）
- ③観光PR広告事業（再掲）
- ④スポーツ観光推進協議会補助金事業（再掲）

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①京町温泉夏祭実行委員会補助事業（再掲）
- ②観光PR事業（再掲）
- ③スポーツツーリズム推進事業（再掲）

施策4 受け入れ体制の整備

- 本市観光協会とえびのガイドクラブ等と連携し実施している「市民ガイド育成ツアー」を継続し、市民自らが市内の観光地の良さを再認識し、観光客への紹介ができるような人材を育成することで、ガイドやボランティアの育成を図ります。また、インバウンドへの取組も必要となっていることから、通訳等の人材の確保にも取り組めます。
- 老朽化の進む観光資源や施設・設備の整備を推進するとともに、テーマを設けた観光ルートの作成を進めます。また、インバウンド対策として、市内観光地までの看板だけでなく、施設内の案内板等についても多言語化を図ります。
- 観光協会を中心として、地域の企業や民間団体等との連携を促進し、市をあげて、観光客を歓迎する雰囲気づくりに取り組めます。
- 地産地消を進めることで、地元の産業の活性化を図るため、地元の宿泊施設や飲食店等と協力しながら、可能な限り地元産農畜産物の使用を促進する取組を進めます。また、観光の目的としての食事は、大きなウエイトを占めるため、本市の特Aを取得した「ヒノヒカリ」や「宮崎牛」などの美味しいものを提供できるようなシステムづくりに取り組めます。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①えびの市観光協会補助金事業（再掲）
- ②観光施設整備事業
- ③白鳥温泉下湯バリアフリー化事業
- ④矢岳高原ベルトンオートキャンプ場バンガロー整備事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①えびの市観光協会補助事業（再掲）
- ②観光施設整備事業（再掲）

施策5 アウトドアシティえびのの推進

- 本市の持つ、えびの高原や矢岳高原、また川内川など豊かな自然を活用し、新たな誘客に繋げるために、アウトドアアクティビティの開発や提供を行なえる組織づくりを進めます。また、アウトドアアクティビティを提供・案内・指導できるガイドやインストラクター等の人材の育成を進め、自然を満喫できるプログラムの開発に努めます。併せて、その拠点となる施設を整備することで、滞在型観光の促進に繋げていきます。

～重点的に取り組む事業～

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①アウトドアシティえびの推進事業（再掲）

基本 施策 1 計画的な土地利用の推進

施策目標 ～目指す姿～

- 計画に基づく適正な土地利用がなされ、まちの発展に寄与しています。
- 市街地と自然とが調和され、美しい景観が残るまちとなっています。



現状と課題

- 本市の土地の状況を見ると、総面積に対する林野面積は約70%、田畑面積は約14%、宅地面積は約3.4%となっており、市内の大部分は自然が広がり、田園が残る地域となっています。都市部においては、都市計画区域の約19%にあたる576haを用途地域として指定しています。
- 本市の土地利用については、自然との調和や景観が保たれた土地利用とともに、広域交通網を背景とした産業機能の向上と観光振興に対応したまちづくりが必要であり、それらを基本にした居住環境の改善が求められています。
- 計画的かつ秩序ある土地利用及び有効利用を図るために、土地の実態を明らかにする国土調査（地籍調査）を推進していく必要があります。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	後期目標値 (平成33年度)
地籍調査進捗率	55.0%	57.0%	60.0%



主要施策・主要事業

施策1 計画に基づく土地利用の推進

○本市における土地利用や都市計画に関する基本方針を示した「えびの市都市計画マスタープラン」により、適正な土地利用とまちづくりを推進します。特に、えびのインターチェンジ付近の土地利用について検討します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①都市計画マスタープランの作成
- ②地籍調査事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①地籍調査事業

施策2 遊休地の有効活用

○市の発展及び財産の健全化に寄与するよう、市が保有する遊休地について貸付や売却など、管理と活用を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①市有財産管理事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①土地貸付・遊休地処分事業

基本 施策 2 道路の整備

施策目標 ～目指す姿～

- 幹線道路の維持・整備がなされ、快適な交通アクセスが確保されています。
- 市民生活に身近な道路が整備され、緊急車両や歩行者が安全に移動できるようになっています。



現状と課題

- 本市の道路網については、九州自動車道と国道3路線、主要地方道3路線、一般県道8路線を幹線道として、市道980路線が交差して形成されています。
- 本市では、高速道路へのアクセス道路として、国道・県道の整備を進める一方、市民に身近な生活道路である市道整備についても計画的に推進しており、改良率は国道86.4%、県道76.7%、市道65.7%となっています。
- 県道や市道などについては依然として改良率が低く、引き続き整備を推進することが必要となっています。
- 橋梁の中には建設後、数十年が経過しているものもあり、老朽化への対策が課題となっています。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	後期目標値 (平成33年度)
過疎対策事業進捗率	70.0%	56.0%	80.0%
国道・県道・市道は利用しやすいと思う市民の割合		47.6% (平成28年10月 市民意識調査)	60.0%



主要施策・主要事業

施策1 幹線道路の整備

- 市内幹線道路網の骨格を形成する国道や主要県道の整備促進を図ります。
- 都市計画道路の見直しや宮崎水俣線及びえびの中央線など重要な幹線市道の計画的な整備を進めます。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ① 県道改良事業
- ② 社会資本整備総合交付金事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ① 国・県道整備のための関係機関への継続的な要望
- ② 都市計画道路事業

施策2 生活道路の整備

- 市民生活に身近な市道は、計画的に拡幅などの改良工事を進めます。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ① 過疎対策事業
- ② 辺地対策事業
- ③ 社会資本整備総合交付金事業（再掲）

後期計画で重点的に取り組む事業

- ① 過疎対策事業
- ② 辺地対策事業
- ③ 社会資本整備総合交付金事業（生活道路）

施策3 道路・橋梁の維持管理

- 安全に道路を利用できるように、道路の維持管理・補修を計画的に進めるとともに、道路の補修・改良を進めます。
- 橋梁の維持と長寿命化を図るため、市内全橋梁の点検を行うとともに、修繕計画により計画的に補修工事を進めます。
- 関係機関と連携し、ガードレールやカーブミラー、信号機等の道路施設・交通安全施設の補修や整備を進めます。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ① 道路維持事業
- ② 橋梁維持事業
- ③ 橋梁点検・修繕計画策定委託事業
- ④ 防護柵等設置事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ① 道路維持事業
- ② 社会資本整備総合交付金事業（道路修繕）
- ③ 道路安全施設事業
- ④ 橋梁維持事業
- ⑤ 橋梁点検事業

基本 施策 3 地域情報化の推進

施策目標 ～目指す姿～

○市民が情報通信技術の恩恵を最大限に享受できるようになっています。



現状と課題

○本市では、住民サービスの向上や事務の効率化を図るため、行政事務の電算処理化等を進めてきました。昨今の情報処理技術・通信技術の進展により、情報システムの導入、システムの再構築の際には、データの保存・管理、ソフトウェア等の更新の観点からも利点があることからクラウドコンピューティング^{*1}の採用が進み、本市においても一部導入したところですが、これからは費用対効果や安全性にも配慮した最適化の視点が必要となっています。

○マイナンバー制度の開始に伴い、マイナンバーカードの取得が進められている中、本市の取得状況は約1割となっています。マイナンバーカードの利活用には、証明書等コンビニ交付のほか、マイキープラットフォーム^{*2}を利用したサービスも今後増えることが予想されます。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	後期目標値 (平成33年度)
マイナンバーカード交付率		8.1% (平成28年10月末)	40.0%
マイナンバーカードを利用したサービス数		1 (平成28年10月)	3

※1クラウドコンピューティング：情報システムを外部のデータセンターにおいて管理・運用し、ネットワーク経由で利用することができるよう提供されたシステムのこと。

※2マイキープラットフォーム：マイナンバーカードのマイキー部分（ICチップの空きスペースと公的個人認証の部分で、国や地方自治体といった公的機関だけでなく、民間でも活用できる）を活用して、マイナンバーカードを公共施設や商店街などに係る各種サービスを呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤のこと。



主要施策・主要事業

施策1 情報システムの最適化

○市民が情報通信技術の恩恵を最大限に享受することができるよう、情報システムの適宜更新・整備を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①住民情報システムの更新事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①住民情報システムの更新事業
- ②証明書等コンビニ交付事業

施策2 地域情報化の推進

○市政や住民サービスに関する重要な情報取得の窓口である市ホームページ・SNSの内容充実を図ります。

○市民が情報通信技術を利用し、快適な生活を送ることができるよう、パソコン教室等、情報通信に関する学習機会の提供を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①市ホームページ運用事業
- ②パソコン教室事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①市ホームページ等運用事業
- ②パソコン教室事業

基本 施策 4 基地対策の推進

施策目標 ～目指す姿～

- えびの駐屯地の存続が図られています。
- 防衛施設周辺の生活環境の保全が図られています。



現状と課題

- 本市には、陸上自衛隊えびの駐屯地をはじめ、霧島演習場や市街地戦闘訓練施設、海上自衛隊えびの送信所（VLF）などの防衛施設が存在するとともに、自衛隊入隊者の対人口比も高く、自衛隊とは非常に深い関係にあります。
- 国の進める中期防衛力整備計画では、陸上自衛隊員数の削減が計画されており、えびの駐屯地への影響も懸念されます。本市のみならず西諸地域に多大な影響を及ぼすことが予想されるため、えびの駐屯地の存続、増員・増強のための取組や国内唯一の超長波送信施設である海上自衛隊えびの送信所の交付金対象施設としての指定に向けた取組も併せて継続していくことが課題となります。
- 一方、霧島演習場などの施設使用時における市民生活への影響もあり、防衛施設の安定的使用と住民生活との共存を図ることも引き続き必要となります。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	後期目標値 (平成 33 年度)
防衛省等への要望活動回数	6回/年	4回/年	4回/年
市民参加型の自衛隊との交流事業	4回/年	4回/年	4回/年



主要施策・主要事業

施策1 基地との共存

- えびの駐屯地と市民との交流を充実し、自衛隊への理解を深めます。
- 国や関係機関と連携し、防衛施設周辺の生活環境の整備等の促進を図ります。
- 市民生活に影響を与えないように自衛隊演習時等の正確な情報の収集と市民への情報提供に努めます。
- 基地交付金制度等の財政援助措置の充実を関係機関に要請します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①えびの自衛隊後援会補助金事業
- ②防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する調査事業
- ③大規模な演習等に関する関係機関との調整
- ④補助交付金の指定・増額・拡大等のための関係機関への要請

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①えびの自衛隊後援会補助金事業
- ②防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する調査事業
- ③大規模な演習等に関する関係機関との調整
- ④基地交付金等の指定・増額・拡大等のための関係機関への要請

施策2 えびの駐屯地の存続・増強活動の推進

- 西諸地域の各自治体をはじめ各団体が構成されている第24普通科連隊・えびの駐屯地存続期成同盟会の活動充実を図り、えびの駐屯地の存続、増員・増強活動を推進します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①えびの駐屯地上部組織及び関係機関への継続的な要望

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①えびの駐屯地上部組織及び関係機関への継続的な要望

第2章

志と郷土愛を持つ “人づくり”

第1節 郷土を担う人材の育成

基本 施策 1 学校教育の充実

施策目標 ～目指す姿～

- 小学校、中学校では、子どもたち一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな教育が行われています。
- 児童・生徒が将来を見据え、意欲的に学習に取り組むことができる教育内容が提供されています。
- 子どもたちが人やふるさとを大切にする優しさと心の強さを備え、心身ともにたくましく育っています。
- だれもが安心して就学でき、安全に教育を受けることができる環境が整っています。



現状と課題

- 本市の子どもの数については、少子化の影響により減少し続けており、これを受けて小学校・中学校・高校の児童・生徒数についても減少傾向にあります。
- 次代の担い手である子どもたちが、「たくましいからだ、豊かな心、すぐれた知性」を備え、郷土に対する誇りと柔軟な国際感覚にあふれ、新たな時代を担っていく気概をもち、心身ともに調和のとれた人間となることは、本市の活性化を図る観点からも重要な課題となります。
- 将来を見通した一貫教育の充実により、成長の節目における教育環境の変化による授業などへのつまづきを抱える子どもたちは減少してきましたが、学校が楽しいと感じる子どもがより増えるような施策を講ずることが課題となっています。
- 教育環境の充実をはじめ、学校施設の防災機能の強化や経年劣化による施設の改善などを図り、子どもたちが安全・安心に学べる環境を確保することが重要となっています。
- 小・中学校に ICT 環境の整備が進むことにより、今後その効果が期待されます。
- 学校給食は、心身の成長期にある児童・生徒の健康の保持増進と望ましい食習慣を形成するために重要な役割を担っていますが、学校給食センターは老朽化しているために早期の対応を迫られています。
- 市内唯一の県立高等学校である県立飯野高等学校は、市民の強い要望により設立された高校であり、地方創生には欠かせないものとなっています。しかし、近年の少子化の影響で定員に満たない状況が続いており、学校の存続が危惧されています。

目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	後期目標値 (平成 33 年度)
学校が楽しいと感じる子どもの割合*		小学校 79.3% 中学校 83.0%	小学校 100.0% 中学校 100.0%
地域活動への参加率*		小学校 76.0% 中学校 72.7%	小学校 100.0% 中学校 100.0%
老朽校舎改修率（非構造部分）*		52.0%	75.0%
屋内運動場改修率*		73.0%	89.0%
プール改修率*		56.0%	88.0%
空調整備率（普通教室等）		0.0%	100.0%
子どもの能力・適性に応じた教育が行われていると思う市民の割合		25.4% (平成 28 年 10 月 市民意識調査)	50.0%

※総合戦略で設定した目標指標（K P I）



主要施策・主要事業

施策 1 一貫教育の推進

- 一貫教育の推進により、学校の枠を越えた教員の乗り入れ授業や A L T（外国指導助手）の活用、えびの学を通じて、「学力向上」及び「地域に貢献する人材の育成」につなげます。また、すぐれた知性を育成し、徹底した学力向上を図るため、一人ひとりの能力や個性に応じた教育をはじめ、基礎・基本の確実な定着を図る教育と、自ら学び、考え、表現する力を重視した教育の展開を図ります。
- 豊かな心を育み、地域に貢献する人材の育成を図ります。
- 幼児が、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な幼児教育の時期から義務教育の入門期の小学校教育へ滑らかに移行し、小1プロブレム*の解消ができるよう、小学校と子ども園が密に連携を図り、円滑な接続と体系的な教育を組織的に行います。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①幼稚園就園奨励費補助事業
- ②就学前ことばの教室事業
- ③幼保小連携・接続推進事業
- ④小中一貫教育事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①小中一貫教育推進事業
- ②幼保小連携・接続推進事業
- ③就学前ことばの教室事業

*小1プロブレム：小学校に入学したばかりの小学校1年生が集団行動をとれない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態。

施策2 きめ細やかな教育の推進

- 全学校、全学年において30人以下とする少人数学級編成を行い、子どもに寄り添ったきめ細やかな教育を推進します。
- 人権・同和教育や奉仕活動・福祉体験活動を通じた道徳教育の充実、更には、いじめ・不登校・非行等の問題行動対策として、生徒指導などの充実を図り、一人ひとりの人権を尊重する人権意識の高揚を図ります。
- たくましい体を育むため、スポーツに親しめるスポーツ環境づくりに取り組み、生涯にわたって運動に親しむ資質の育成及び健康・安全教育、食育を推進していきます。
- 障害のある子どもも同じように教育が受けられるよう、学校に生活介助員を配置し、児童・生徒の障害に合わせた個別の支援を行い、教育の充実を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①適応指導教室事業
- ②中学校部活動育成強化補助事業
- ③生活介助員配置事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①30人学級事業
- ②生活介助員配置事業
- ③適応指導教室事業
- ④ジュニア大会出場補助事業

施策3 教育環境の整備・充実

- 地域の子どもたちが安心して地域の学校で学び得る教育環境を守ります。
- 経年劣化に伴う学校施設の維持・補修や非構造部材の耐震化などを計画的に進め、子どもたちの安全の確保を図るとともに、教育環境の充実に向け、プール改修や空調設備の設置などの施設及び設備の整備・充実を図ります。
- 学校給食センターについては、平常時は安全・安心な学校給食の提供と食育を推進する場としての機能を持ち、非常時は食料提供拠点として活用できる新しい施設の建設を進めます。
- 教職員で構成している教育研究部会で、部会ごとに研修、会議等を行うことにより、教職員の資質向上及び統一された学校経営を行い、児童・生徒の教育的効果や、教職員の資質の向上を図ります。また、教育研究センターでは各研究員が研究テーマを設け、教育に関する専門的・技術的事項の調査・研究及び教育関係者の研修を行うことにより教職員の資質の向上を図り、児童・生徒に確かな学力を身に付けさせ、目的意識を持って取り組む児童・生徒の育成を図ります。
- 地域住民、保護者等の学校運営への参画を進めるため、学校運営協議会を設置し、学校・家庭（保護者）や地域住民が一体となって、責任を共有しながら、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めることで、「地域とともにある学校づくり」の推進を図ります。
- 身近に学べる環境づくりのため、市としても飯野高校の魅力ある学校づくりに寄与し、定住人口の増加に欠かすことのできない県立高等学校の生徒数の確保のため、支援します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①学校施設耐震化事業
- ②小・中学校プール改修事業
- ③学校給食センター建設事業
- ④教育研修センター事業
- ⑤学校教育活性化推進事業
- ⑥学校運営協議会事業
- ⑦学校支援地域本部事業
- ⑧飯野高等学校支援事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①学校施設防災機能強化事業
- ②小・中学校プール改修事業
- ③防災食育センター建設事業
- ④校舎等改修事業
- ⑤教育研究センター事業
- ⑥学校教育活性化推進事業
- ⑦学校運営協議会事業
- ⑧飯野高等学校支援事業
- ⑨学校支援地域本部事業

基本 施策 2 青少年の健全育成

施策目標 ～目指す姿～

- 子どもたちが笑顔で毎日を過ごせるよう、家庭での絆がつくられています。
- 地域ぐるみでふれあいがあり、子どもたちを見守り、青少年が健全に育っています。



現状と課題

- 少子化が進行し地域との絆が希薄になっている今日、教育の原点である家庭教育の重要性を保護者へ啓発するとともに、子育てや教育に不安を抱えている家庭への対策も必要となっています。
- 情報通信社会のめまぐるしい発展に伴い、ネット犯罪に巻き込まれる青少年の増加と低年齢化が危惧される今日、子どもたちがネット犯罪に巻き込まれない対策や周りの大人への教育、啓発も必要となっています。
- 核家族化等により地域との絆が希薄になっている社会で、子どもたちが犯罪等に巻き込まれないよう地域ぐるみで子どもたちを見守り育成する体制づくりが必要となっています。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	後期目標値 (平成 33 年度)
家庭教育学級参加者数（延べ）	2,800 人	1,863 人	2,000 人
世代間交流体験活動事業実施自治会	40 自治会 / 年	51 自治会 / 年	60 自治会 / 年
世代間交流事業数*		91 件 / 年	100 件 / 年
青少年体験講座参加者数		—	80 人 / 年
世代を超えた地域交流が行われている と思う市民の割合		24.7% (平成 28 年 10 月 市民意識調査)	35.0%

※総合戦略で設定した目標指標（KPI）



主要施策・主要事業

施策1 家庭の教育力の向上

- 家庭教育は全ての教育の出発点であるとし、家庭教育の重要性を啓発し、各種研修会や講演会、学習の場の提供などの支援を行います。
- 家庭教育力レンダーを作成し、啓発に努めます。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①家庭教育学級事業
- ②子育て支援事業
- ③親育て講座

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①家庭教育学級事業
- ②子育て支援事業
- ③親育て講座

施策2 地域ぐるみによる青少年の育成

- 地域内における世代間交流や青年層などの同世代同士が集まり活動する機会の提供を図り、社会性を育てていきます。大人と子どもが一緒に行う体験活動や学習に加えて、次世代へ引き継ぐような交流活動・伝統文化の継承を行います。
- 子ども会活動の支援を行い、地域に根ざした活動の推進やリーダーの養成を行います。
- 学校支援地域ボランティア事業により、地域ぐるみで子どもを見守り育てる体制づくりを進めます。また、青少年育成市民会議による青少年健全育成の環境整備を図ります。
- 地域の青年層の活動を支援し地域の活性化を図ります。
- 青少年の見聞を広め、コミュニケーションを図るため様々な体験活動の場を提供します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①世代間交流体験活動事業
- ②若者チャレンジイベント事業
- ③学校支援地域本部事業（再掲）

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①世代間交流体験活動事業
- ②子ども会育成連絡協議会事業
- ③若者チャレンジイベント事業
- ④学校支援地域本部事業（再掲）
- ⑤青少年体験活動事業

基本 施策 3 生涯学習の促進

施策目標 ～目指す姿～

- 市民がライフステージ^{*}に応じて生涯にわたり学べるような環境を整えています。
- 多くの市民が図書館などの社会教育施設を、生涯学習の場として活用しています。
- 地域ごとに学びの場が提供され、市民が気軽に学習できる環境となっています。



現状と課題

- 誰もが生涯にわたって、生きがいを持ち暮らし続けられるような生涯学習体制の充実を図る必要があります。
- 高齢化が進む中、自治会活動は市民の身近な生涯学習の場となっており、その重要性が増しています。
- 市民図書館については、生涯学習における重要な拠点として、多様化・高度化する市民ニーズに対応した図書の実質等が必要になっています。
- 文化センターは、昭和60年に建設され、30年以上経過し、施設の老朽化により、改修が必要になってきています。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	後期目標値 (平成33年度)
生涯学習講座の開講数	7講座/年	15講座/年	30講座/年
市民図書館利用者数	25,600人/年	34,006人/年	35,000人/年
出前講座開催数	70講座/年	55講座/年	60講座/年
生涯学習活動を行っている市民の割合		15.2% (平成28年10月 市民意識調査)	20.0%

※ライフステージ：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。



主要施策・主要事業

施策1 学びへの支援体制の充実

- 学びたい人が学びたいときに学べるよう、出前講座の充実や生涯学習に関する相談支援を行います。
- 市民のニーズに応じた生涯学習講座や市民大学、パソコン教室を開催し、学べる機会の充実を図ります。
- 各種社会教育団体や自主学習グループの活動支援を行います。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①生涯学習講座
- ②出前講座
- ③生涯学習振興大会
- ④市民大学
- ⑤地域学園
- ⑥子ども会インリーダー研修会
- ⑦市民提案型学習補助金
- ⑧生涯学習人材バンク事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①生涯学習講座
- ②出前講座
- ③生涯学習振興大会
- ④市民大学

施策2 身近に学べる環境づくり

- いつでも、どこでも、だれでも、気軽に学べる自治会の学習活動に対して支援し、地域の活性化を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①自治公民館活動奨励事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①地域活性化活動奨励事業
- ②自治公民館整備事業

施策3 社会教育施設の充実

- 市民図書館については、市民のニーズに応えられるよう、図書資料の充実やレファレンスサービス[※]、インターネットによる検索、移動図書館など図書館サービスの充実を図ります。
- 文化センター等の施設において、市民が集い様々な講座や研修会を開催し、学習等の場として利用できるよう、施設環境の整備・充実に取り組みます。
- 文化センターのホールを中心とした施設の改修を検討します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①図書館管理運営事業
- ②文化センター運営事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①図書館管理運営事業
- ②文化センター運営事業
- ③文化センター施設整備事業

※レファレンスサービス：図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助けること。

総
論

基本計画

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

計画の実現
に向けて

資
料
編

基本 施策 4 スポーツの振興

施策目標 ～目指す姿～

- 年齢を問わず、幅広い年齢層の市民が、身近に様々なスポーツに親しめる環境が整備されています。
- 公式スポーツが行える環境が整備され、競技スポーツやスポーツ合宿が盛んに行われています。



現状と課題

- 本市では、健康増進や余暇の有効活用を目的としてスポーツ活動が年々盛んになっています。しかし、その活動は中高年層が中心となっていることから、スポーツ人口の拡大に向け若年層を含めた幅広い年齢層がスポーツに親しめる環境づくりが必要となっています。
- スポーツ活動の拠点となる施設については、中学校区ごとに地区体育館の整備が完了しているものの、大規模な各種スポーツ大会や公式スポーツが十分に行える環境ではなく、スポーツ振興にあたっての課題となっています。大規模なスポーツ大会や合宿等の誘致を実現するためにも施設の老朽化に伴う整備が喫緊の課題となっています。
- 本市では、身近な地域でスポーツ活動が行えるよう、市民の主体的な運営のもと総合型地域スポーツクラブが3箇所設立されています。市民の地域スポーツの拠点として、幅広い年代層に対し、ニュースポーツをはじめとした多様なスポーツ活動が行える機会を提供できることが求められます。
- 近年、マスメディアを通じて各種競技スポーツへの関心も高まっており、競技力を高められるよう、指導者の確保や育成が課題となります。また、市や県を代表して、九州大会、全国大会へ出場する選手等を支援しています。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	後期目標値 (平成 33 年度)
スポーツ大会等開催数	28 回 / 年	17 回 / 年	28 回 / 年
総合型地域スポーツクラブ加入数	2,100 人	555 人	2,100 人
体育施設の使用人数*	165,000 人 / 年	170,681 人 / 年	188,000 人 / 年
スポーツ活動を行っている市民の割合		23.9% (平成 28 年 10 月 市民意識調査)	40.0%

※総合戦略で設定した目標指標（KPI）



主要施策・主要事業

施策1 生涯スポーツの推進

○子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民が、多種多様なスポーツに親しめるよう、体育協会加盟団体や総合型地域スポーツクラブ等と連携し、スポーツや運動する機会の提供を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①高齢者スポーツ大会
- ②市民スポーツ大会
- ③体育協会運営補助金事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①高齢者スポーツクラブ等加入促進事業
- ②市民スポーツ大会
- ③体育協会運営補助事業

施策2 地域スポーツの推進

○身近な地域で市民がスポーツに親しめるよう、総合型地域スポーツクラブの充実に向けた支援を行います。

○市民が身近な地域で安全にスポーツが行えるよう、市民体育館や地区体育館をはじめとする各種社会体育施設の維持・管理に努めます。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①保健体育推進事業
- ②体育施設管理事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①スポーツ推進事業
- ②体育施設管理事業
- ③体育館等整備事業

施策3 競技スポーツ・スポーツ交流の推進

○各種競技における競技人口の拡大と競技力の向上を図るため、関係機関と連携し、選手や指導者の育成、確保を図ります。また、今後も引き続き、市や県を代表し、九州大会や全国大会に参加する選手、指導者への支援を行います。

○本市の社会体育施設や温泉などの健康・スポーツ資源を生かし、スポーツ観光やスポーツ合宿の誘致を図るとともに、施設や環境整備など受け入れ体制づくりに取り組みます。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①体育施設管理事業（再掲）

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①体育施設管理事業（再掲）
- ②体育館等整備事業（再掲）

基本 施策 5 人権意識の高揚

施策目標 ～目指す姿～

- 市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、互いに支え合いながら、共に健やかに安心して暮らせるまちとなっています。
- あらゆる場を通じて、人権・同和問題に関する学習や啓発活動が行われています。



現状と課題

- 人権の尊重は地方自治の根幹でもあるため、市民一人ひとりの人権意識の確立・向上に向けた啓発活動及び学習機会の提供を継続していくことが必要となります。人権問題については、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、性的少数者等に関する様々な人権問題が存在しています。また、SNS等による人権侵害など人権に関する様々な状況の変化が見受けられます。
- 本市では、市民の人権に関する相談をはじめ、人権週間期間中における事業所訪問や広報紙による広報活動、啓発チラシ及びグッズの配布など啓発活動を行っています。今後も人権意識の高揚に向け、関係機関と連携し市民の人権感覚を育てていくとともに、人権侵害への支援対策を推進していくことが課題となります。
- 本市では、「部落差別撤廃・人権擁護都市」宣言をしており、同和問題の解決に向け、積極的な取組を行ってきましたが、今なお解決されていません。このため、人権教育及び啓発を更に積極的に推進し、市民一人ひとりの理解と認識を深めつつ、新たに制定された「部落差別の解消の推進に関する法律」の目的及び基本理念に沿った施策を推進し、差別のない社会を実現することが課題となっています。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	後期目標値 (平成 33 年度)
人権学習講座回数	20 回 / 年	15 回 / 年	20 回 / 年
人権セミナー参加者数	220 人 / 年	163 人 / 年	220 人 / 年
人権を考える市民のつどい参加者数	500 人 / 回	520 人 / 回 (平成 28 年度)	520 人 / 回
人権について正しく理解していると思う市民の割合		36.8% (平成 28 年 10 月 市民意識調査)	50.0%



主要施策・主要事業

施策1 人権啓発・教育の推進

- 人権擁護委員やえびの市人権同和問題啓発推進協議会などの関係機関と連携し、人権週間を活用した啓発活動や人権を考える市民のつどいの開催など、各種啓発事業を推進します。
- 市民一人ひとりが人権に関する学習ができるよう、学校教育や生涯学習と連携を図り、SNS等による人権侵害など多様な学習機会の提供に努めます。
- 同和問題の理解と認識を深めるため、積極的な啓発活動により市民一人ひとりの問題として人権意識の高揚及び差別意識の解消を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①人権擁護対策事業
- ②人権同和対策事業
- ③人権問題学習講座

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①人権擁護対策事業
- ②人権同和対策事業
- ③人権問題学習講座

施策2 人権侵害に対する支援の推進

- 人権侵害に関する市民の相談窓口として、人権擁護委員及び特設人権相談所について周知するとともに、関係機関や団体との連携を強化します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①人権擁護対策事業（再掲）

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①人権擁護対策事業（再掲）

基本
施策

1 文化芸術活動の促進

施策目標 ～目指す姿～

- えびのの歴史・文化遺産が継承、保存され、市民が郷土の伝統や文化に愛着を持っています。
- 文化財が市民共有の財産であるという意識の高揚が図られています。
- 市内各地で、様々な文化・芸術活動が行われています。



現状と課題

- 本市に残る数多くの有形・無形の文化資源が豊富にあり、人々の暮らしの中に受け継がれています。
- 郷土芸能については、過疎化に伴う後継者不足によりその保存・継承は厳しい状況となっています。
- 国の重要文化財に指定されている島内地下式横穴墓群出土品などをはじめ、文化財の適正な保護管理が必要となっています。
- 郷土の文化を保存・継承する観点からも、より多くの市民が地域の文化や多様な芸術にふれる機会を創出していくことが必要となっています。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	後期目標値 (平成 33 年度)
市民発表事業参加人数	1,600 人 / 年	1,340 人 / 年	1,600 人 / 年
自主文化事業及び文化講座参加者数	2,400 人 / 年	1,037 人 / 年	1,600 人 / 年
歴史民俗資料館入館者数	8,853 人 / 年	7,954 人 / 年	9,000 人 / 年
歴史や文化が継承されていると思う市民の割合		26.2% (平成 28 年 10 月 市民意識調査)	40.0%



主要施策・主要事業

施策1 郷土文化及び文化財の保存・継承

- 市内各地に伝わる郷土芸能団体の自主性を尊重しながら継承に努めるとともに、郷土芸能発表会を継続的に実施し、伝承の推進を図ります。
- 史実解明の重要な手がかりとなる埋蔵文化財や史跡等の各種文化財の保護に努めます。また、文化財を展示公開し、文化財保護意識の高揚を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①郷土芸能発表事業
- ②文化財保護管理事業
- ③埋蔵文化財緊急調査事業
- ④歴史民俗資料館運営事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①郷土芸能発表事業
- ②文化財保護管理事業
- ③埋蔵文化財緊急調査事業
- ④歴史民俗資料館運営事業

施策2 芸術・文化活動の推進

- 文化センターなど、文化施設の一層の活用と市民参加による発表機会の拡充を図り、市民協働による文化活動の活性化を図ります。
- 文化センターや文化芸術活動団体などと連携を図り、市民が多様な文化・芸術活動にふれられる機会を充実します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①自主文化事業
- ②市民発表事業
- ③市民提案型自主文化事業
- ④文化センター運営事業（再掲）

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①自主文化事業
- ②市民発表事業
- ③市民提案型自主文化事業
- ④文化センター運営事業（再掲）
- ⑤文化センター施設整備事業（再掲）

基本 施策 2 国際交流の充実

施策目標 ～目指す姿～

- 国際交流への市民の関心が高まり、市民を主体とした異文化交流や人づくりが行われています。
- 広く市民が異文化を理解し、人的交流や文化的交流を深めることによって、地域のさらなる国際化を図ります。



現状と課題

- 本市では、国際交流センターを中心に、海外との交流事業や英会話教室など、外国文化にふれることができる機会の創出に取り組んでいます。
- 本市の外国人の約80%は日章学園九州国際高等学校の留学生となっており、国際交流センターにおける交流事業を通じて、市民との交流が進められています。姉妹都市であるアメリカ合衆国テキサス州ベルトン市との交流は滞る一方で、平成28年度には、中国長春市からの留学生受け入れ10周年を記念して飯野高校生が長春市にホームステイし、今後の交流事業の進展が期待されています。
- 国際化社会の一層の進展に合わせ、市民が外国文化にふれる機会を創出するとともに、市内に暮らす留学生や外国人、また、来訪する外国人などへの対応が可能な人材を育成し受け入れ体制を充実させるなど、国際化社会への対応を推進していくことが必要となっています。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	後期目標値 (平成33年度)
国際交流事業参加者数	3,000人/年	798人/年	1,000人/年



主要施策・主要事業

施策1 国際交流の機会充実

- 国際交流センターを中核に、異文化体験講座や国際理解のための学習会、留学生等との各種交流事業を推進し、市民が外国文化にふれることができる機会の提供に努めます。
- 民間事業者のノウハウを活用しながら国際交流センターにおける実施事業の充実を図ります。
- 市民団体による国際交流の取組を支援し、国際交流事業を企画・実施する市民活動団体との連携を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①国際交流センター管理業務委託事業
- ②異文化交流事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①国際交流センター管理業務委託事業
- ②異文化交流事業
- ③国際交流体験活動事業

第3章

誰もが元気 “健康のまちづくり”

第1節 健康の保持・増進

基本 施策 1 健康づくりの推進

施策目標 ～目指す姿～

- 健康意識が高まり、市民全員が健康づくりに取り組んでいます。
- 各地域において、市民主体による健康づくり活動が進められています。
- 心身ともに健康な市民が増加しています。



現状と課題

- 本市では、生活習慣病やがんの予防・早期発見・早期治療の観点から、特定健診をはじめ、各種健康診査や各種がん検診を実施するとともに、保健センターを拠点に、保健師や栄養士による相談支援を行っています。しかしながら、いずれの健（検）診も受診率が極めて低いのが現状であり、今後は、がんの早期発見や生活習慣病予防や重症化予防のためにも各種健（検）診の受診が重要であることを市民に意識してもらえるような取組が課題となっています。そのため、市民一人ひとりのライフスタイルに応じた個別相談での対応を行っています。
- 高齢化が進む中、健康に関する市民の関心は高まっています。しかし、健康づくりは市民自らが行動を起こしていくことが必須であるため、継続的な啓発や健診機会の提供など、市民が自主的に健康づくりに取り組めるよう支援することが必要です。
- 健康づくりについては、幼少期からの取組が重要であり、妊娠・出産・子育ての切れ目のない母子保健対策の充実を図るとともに、関係機関及び学校保健との連携により健康づくりを推進していくことが必要です。
- 自殺対策として、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのないえびの市の実現を目指して、うつ病やアルコール、ギャンブル依存症などの精神疾患の早期治療や普段の心の健康づくりについても関係機関や団体と連携を図りつつ、推進していくことが必要です。

目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	後期目標値 (平成 33 年度)
特定健康診査受診率 ^{※1}	65.0%	28.4%	65.0%
胃がん検診受診率 ^{※2}		5.9%	6.7%
大腸がん検診受診率 ^{※2}		12.0%	16.2%
肺がん検診受診率 ^{※1、※2}	13.0%	6.7%	15.7%
子宮がん検診受診率 ^{※2}		17.3%	25.0%
乳がん検診受診率 ^{※2}		0.8%	20.3%
3 か月児健康診査受診率 ^{※1}		94.3%	100%
1 歳 6 か月児健康診査受診率 ^{※1}		92.4%	100%
3 歳児健康診査受診率 ^{※1}		93.0%	100%
自分で積極的に健康づくりに取り組んでいる市民の割合		40.9% (平成 28 年 10 月 市民意識調査)	45.0%

※1 総合戦略で設定した目標指標（KPI）

※2 各種がんの指標名 5 大がん

各種がん受診率①現状値（H 27 地域保健事業報告より）

②後期目標値（県平均 H 26 公表データより）



主要施策・主要事業

施策1 健康づくり支援体制の充実

- 「第2次健康日本21えびの市計画」に基づき、関係機関と連携し、市民が積極的に心と体の健康づくりに取り組めるよう支援していきます。
- 市民が自主的に健康づくりに取り組めるよう、相談支援体制の充実を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①健康づくり推進事業
- ②自殺対策事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①健康づくり推進事業
- ②自殺対策事業

施策2 各種健（検）診等の推進

- ライフステージごとに健康づくりへの取組を促すとともに、生活習慣病の発症予防や重症化予防、がんの早期発見を図るため、各種健（検）診の実施や、その重要性を啓発していきます。
- 関係機関と連携し、受診後のフォロー体制を充実・強化します。
- 未受診者への受診勧奨を推進するとともに、受診しやすい体制の構築に努めます。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①成人健（検）診事業
- ②特定健康診査等事業
- ③後期高齢者健康診査事業
- ④妊婦健康診査事業
- ⑤乳幼児健康診査等事業
- ⑥育児等健康支援事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①成人健（検）診事業
- ②特定健康診査等事業
- ③後期高齢者健康診査事業
- ④妊婦健康診査事業
- ⑤乳幼児健康診査等事業
- ⑥育児等健康支援事業
- ⑦不妊及び不育症治療助成事業

施策3 感染症予防対策の推進

- 子どもや高齢者が感染症にかかることを予防するため、検診及び予防接種を実施します。
- 感染症や健康被害の発生時に迅速な対応ができるよう、保健所など関係機関と連携し、初動体制の構築を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①各種予防接種事業
- ②結核検診事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①各種予防接種事業
- ②結核検診事業

基本 施策 2 地域医療体制の整備

施策目標 ～目指す姿～

- 住み慣れた地域で安心して適切な医療を受けることができる地域医療体制が整っています。
- 夜間や休日においても市民が必要な医療を受けることができるよう、広域的な連携により一次及び二次救急医療体制が整備されています。
- 市立病院については、常勤医師が不足する診療科の医師確保に努めるとともに、地域の基幹病院としての機能を維持するための医療設備等が整備されています。



現状と課題

- 本市の医療施設の現状については、開業医の高齢化による閉院や人口減少等で患者数の減少により厳しい経営状態が続いています。市立病院においては、派遣元の大学医局員の減少により慢性的に医師不足が生じ、診療機能の低下を招くとともに、患者数減少につながるなど病院の経営を厳しくしており、まずは医師確保に努めることが喫緊の課題です。また、市立病院は施設・設備の老朽化が進んでいます。地域の基幹病院としての機能を果たすための計画的な医療機器の更新を進め、市内医療機関との連携を図り、患者の受入れ、紹介等に関して切れ目のない医療を目指す必要があります。
- 医師の不足、医師の診療科偏在・地域偏在、医師の高齢化など、市民の生命と健康を守る上で課題があるが、地域の医療体制を維持していくには、医療機関や行政の努力のほか、市民の協力が必要であり、かかりつけ医を持つなど、適正な医療機関の受診が必要となります。
- 休日、夜間における救急医療体制については、関係機関の協力を得て体制を維持していますが、引き続き、体制整備を図るための連携強化や、大規模災害に備えるべく、医療救護体制の充実等市民が安心して医療を受けることができる体制を整える必要があります。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	後期目標値 (平成 33 年度)
専門職就職者数（看護師）*		1人 (平成 28 年見込)	40人
かかりつけの医師（医療機関）を持っている市民の割合		66.1% (平成 28 年 10 月 市民意識調査)	70.0%

※総合戦略で設定した目標指標（KPI）
専門職就職者数（看護師） 現状値（H 28 見込者数）



主要施策・主要事業

施策1 地域医療体制の充実

- 地域医療を支える関係機関等との連携を図るとともに、不足する市内医療機関の看護師等を確保するための支援を行います。
- 地域における医療・介護等連携による地域包括ケアシステムの構築が必要なことから、関係機関と連携協力し、在宅医療の推進を図るなど市民が将来にわたり安心して医療が受けられる体制を整えます。
- 市立病院においては常勤医が不足する診療科の医師の確保に努めるとともに、地域の基幹病院としての機能を維持するため病院の施設・設備の整備を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①医師確保対策事業
- ②医療機器更新整備事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①市立病院の医師確保対策事業
- ②市立病院の医療機器等整備事業
- ③地域医療支援事業

施策2 救急医療体制の整備

- 西諸の医療関係機関等との連携により、休日急患診療（在宅当番医制）を継続し、今後も夜間・休日体制や小児救急医療体制を維持するための必要な支援を行います。さらに、広域的な連携により一次及び二次救急医療体制を確保します。
- 夜間や休日における適正な医療機関への受診に繋がるよう市民に情報提供や啓発を行います。
- 市内で唯一の救急告示病院である市立病院においては、救急医療に係る医療スタッフや救急専用病床の確保を図り、救急医療体制を維持します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①医師確保対策事業（再掲）

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①市立病院の医師確保対策事業（再掲）
- ②地域医療連携事業

第4章

みんなのかおが見える “協働と福祉のまちづくり”

第1節 市民参加・協働のまちづくり促進

基本 施策 1 市民協働によるまちづくり

施策目標 ～目指す姿～

- 「えびの市自治基本条例」がすべての市民に周知され、市民と行政が相互理解のもと、協働によるまちづくりに取り組んでいます。
- 「自分たちの地域は自分たちでつくる」住民自治の意識が向上し、地域住民の創意工夫による活動が活発に行われています。



現状と課題

- 本市では、平成22年4月に「えびの市自治基本条例」を施行し、市民と行政との協働によるまちづくりを推進していくことを明確に位置づけています。
- これまでのまちづくりは、主に行政が主導することが多い状況にありましたが、地域ごとに多様化する生活課題に対応するには、地域の課題を市民と行政がそれぞれの強みを発揮し、協働により解決していくことが求められます。
- そのためには、市民と行政が互いに信頼関係を築くとともに、市民の主体的な取組を促進し、自らの地域は自らが築いていく地域コミュニティづくりを実現していくことが必要であり、平成25年度に真幸まちづくり協議会が、平成27年度に加久藤まちづくり協議会が、平成28年度には飯野まちづくり協議会が設立されました。今後は、未設立地区へ設立の働きかけと、自らの地域課題に主体的に取り組めるよう、予算配分的意思決定などの権限委譲を進めることで自立性を高める必要があります。
- 一方で、市民活動団体やNPO法人等の多様な団体による住民主体のまちづくり活動を促進するために、平成25年度にえびの市市民活動支援センターが設置されました。今後、更に住民主体のまちづくりの拠点となるように支援していく必要があります。
- 市民の自主的な活動への参加意識を高めるため、ボランティア活動等の活性化を図ることが課題となっています。

目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	後期目標値 (平成 33 年度)
ぶらいど 21 助成事業活用団体会員数	800 人 / 年	224 人 / 年	300 人 / 年
地域づくり研修会等参加者数	500 人 / 年	376 人 / 年	400 人 / 年
地域行事・活動に参加している市民の割合		60.9% (平成 28 年 10 月 市民意識調査)	70.0%
地域運営協議会設置数*		2 地区	4 地区
市民活動支援センター活用団体数*		10 団体	20 団体
地域おこし協力隊員受入数*		7 人	17 人
ボランティア活動件数	1,500 件	1,951 件	2,000 件
ボランティア登録数	70 団体 個人 110 人	73 団体 個人 247 人	80 団体 個人 270 人
ふだんから近所付き合いがある市民の割合		69.1% (平成 28 年 10 月 市民意識調査)	80.0%

※総合戦略で設定した目標指標（KPI）

主要施策・主要事業

施策 1 市民協働の推進

○これからのまちづくりについては、市民と行政がそれぞれに責任や役割を理解し、対等な立場で協力しながら取り組んでいくことが必要です。そのため、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に、「えびの市自治基本条例」の趣旨や内容を周知・啓発するとともに、行政においても協働体制の確立に積極的に取り組み、市全体で協働によるまちづくりの機運を高めていきます。

○地域活性化及び地域活動の支援のために、地域おこし協力隊を配置します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①えびの市自治推進委員会事務
- ②えびの市自治基本条例啓発事務

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①えびの市自治推進委員会事務
- ②地域おこし協力隊事業

施策2 市民協働の仕組みの充実

- 市民協働を推進するための体制の確立や仕組みづくりを進めるための計画を策定します。
- えびの市ぷらいど21助成事業やNPO法人の認証事務などを通じて、まちづくり活動組織の育成や住民の主体的なまちづくり活動の促進を図ります。
- 自治会活動を支援し、コミュニティ機能の回復を図ります。
- 地域運営協議会の設立を進め、自らの地域課題に主体的に取り組めるよう、予算配分の意思決定などの権限委譲を進めます。
- 地域づくりを推進し、コミュニティ機能の回復などをより効果的なものとするため、地域の自治組織である「自治会・班」への加入促進対策に取り組めます。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①市民協働推進基本計画策定事業
- ②えびの市ぷらいど21助成事業
- ③地域コミュニティづくり推進事業
- ④自治公民館連絡協議会運営補助金事業
- ⑤自治公民館地域活動モデル事業
- ⑥特定非営利活動促進法に基づく事務
- ⑦区・分区加入促進対策

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①協働のまちづくり市民会議事務
- ②えびの市ぷらいど21助成事業
- ③地域運営協議会支援事業
- ④自治会連絡協議会運営補助事業
- ⑤特定非営利活動促進法に基づく事務
- ⑥自治会加入促進対策事業
- ⑦市民活動支援センター運営事業
- ⑧自治公民館整備事業（再掲）
- ⑨市民提案型協働事業

施策3 ボランティア活動の促進

- ボランティア組織の育成や活動を促進していきます。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①ボランティアセンター運営事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①ボランティアセンター運営事業

総
論

基本計画

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

計画の実現
に向けて

資
料
編

基本
施策

2 市民参画による行政の推進

施策目標 ～目指す姿～

- 市政に対して、だれでも意見や提案を行える環境となっています。
- 市民と行政が互いに尊重してパートナーシップを築き、多くの市民の参画を得ながら市政運営が行われています。



現状と課題

- 本市では、平成22年4月に「えびの市自治基本条例」を施行し、市政への市民参画を促していくことを明確に位置づけています。また、「えびの市自治基本条例」第19条には、市の責務として、施策の企画立案時に市民意見を把握し反映することが明確に位置づけられています。
- 市政への市民参画の手段として、本市ではパブリックコメント^{*}や市民提案制度の活用とともに、行政計画策定時における審議会・策定委員会を設置しています。引き続き「えびの市自治基本条例」に基づき、市民参画を充実させていくことが求められます。
- 行政計画策定時における審議会・策定委員会において公募委員を募集する際は広報紙等で広く周知を行なっているものの、応募者数の増加には至らず、市民参画の充実に関がっているとは言いにくい状況にあります。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	後期目標値 (平成33年度)
市民提案制度実施数	5件	3件	5件
座談会等の住民参加者数（延べ）		163人 (平成28年12月現在)	310人/年
市民モニターアンケート回答率		79.0% (平成28年10月 市民意識調査)	90.0%

^{*}パブリックコメント：市の基本的な政策や方針を定める計画を策定する時、また、市民の権利を制限したり義務を課したりするような条例を定める時に、その案を広く市民等に公表し、寄せられた意見等をその計画や条例に取り入れることを検討するとともに、寄せられた意見に対する市の考え方と検討結果を類型化して公表する制度。



主要施策・主要事業

施策1 広聴の充実

- パブリックコメント、継続的な市民意識調査、住民座談会、住民説明会、まちづくりカフェなどに代表される住民懇談会を実施するとともに、市ホームページを通じた提言募集（市政への提言）など、様々な機会を通じ市民の意見や要望を把握し、市政への反映に努めます。
- 市民目線に立った行政運営を推進していくため、「市民モニター」事業を実施し、市民の意見や提言を把握しながら、市政への反映に努めます。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①パブリックコメント制度実施事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①パブリックコメント制度実施事業
- ②市民ワークショップ運営事業
- ③市民モニター事業

施策2 市政への市民参画機会の充実

- 各種審議会などの公募委員制度を更に推進し、市民が市政に参画する環境を整えます。
- パブリックコメント制度や市民提案制度をはじめ、各種審議会などの公募委員制度を推進し、市民が市政に参画する機会を保障していきます。
- 施策の実施面において多くの市民が参画できるよう市民提案制度の活用と充実を図ります。
- 市民目線に立った行政運営を推進していくため、「市民モニター」事業を実施し、市民の意見や提言を把握しながら、市政への反映に努めます。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①えびの市ぷらいど21助成事業（再掲）
- ②各種審議会等公募委員制度実施事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①各種審議会等公募委員制度実施事業
- ②市民モニター事業（再掲）

基本
施策

3 男女共同参画の推進

施策目標 ～目指す姿～

- 男女が、社会の対等な構成員として、参画する機会が確保されています。
- 男女が互いの人権を尊重し、性別によって生き方が左右されないまちとなっています。
- 性別にかかわらず個性と能力を発揮できるまちとなっています。



現状と課題

- 市民の価値観や生活様式も大きく変化しているなか、仕事、家庭生活、地域活動などにおいて、性別に関わりなく男女が相互に力を合わせ様々な課題に対応していかなければならない時期に来ています。一方で固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣習・慣行は依然として根強く残っています。さらに様々なハラスメント、DVやストーカー行為等の男女間における被害が深刻化しています。度重なる地震災害などから男女共同参画の視点に立った防災対策や災害復興などの新たな課題があります。
- 本市では、男女共同参画社会への理解と意識を高めるため、学習機会の提供を行い、市民啓発に取り組んでいます。また、女性の権利侵害や社会参画にかかる相談支援も実施しています。
- 平成22年に「えびの市男女共同参画推進条例」が施行され、平成26年3月には「第2次えびの市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進しています。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	後期目標値 (平成33年度)
男女共同参画フォーラム等参加者数	400人/年	321人/年	400人/年
審議会等における女性登用率		24.4%	30.0%
男女共同参画が推進されていると思う市民の割合		16.9% (平成28年10月 市民意識調査)	40.0%



主要施策・主要事業

施策1 男女共同参画意識の啓発

- 男女共同参画社会への意識向上のため、学習機会の提供を図り、市民の意識啓発に取り組みます。また、学校教育と連携し、子どもころから男女共同参画意識の醸成を図ります。
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への理解を深めるために広報啓発を行うとともに、育児や介護への男性の積極的な参加を推進します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①男女共同参画推進事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①男女共同参画推進事業

施策2 男女共同参画の促進

- えびの市における男女共同参画政策を総合的・計画的に推進するため、今後「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、市民・事業所・団体・行政等による一体的な取組の促進を図ります。
- 労働条件や職場環境における男女の均等な機会を図るため、関係機関と連携し、民間事業者への啓発を行います。また、保育サービスをはじめとする子育て支援の充実を図り、女性の社会進出を促進する環境づくりを進めます。
- 女性への権利侵害などにかかる相談支援を充実し、女性の社会参画の促進を図ります。
- 審議会等へ積極的に女性の登用を図るなど、市政への女性の参画促進を図ります。
- 女性団体やグループの活動を支援するとともに、リーダーの育成や研修活動を推進し、各種地域活動へ積極的な参加を促進します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①第2次男女共同参画基本計画策定事業
- ②女性相談事業
- ③男女共同参画啓発事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①第3次男女共同参画基本計画策定事業
- ②女性相談事業
- ③男女共同参画推進事業（再掲）

基本
施策

4 情報共有化の推進

施策目標 ～目指す姿～

- すべての市民が、様々な情報媒体を通じて市政やまちづくりに関する情報を得ることができる環境となっています。
- 市が保有する情報が適切に管理・活用され、市民との情報共有が図られています。



現状と課題

- 本市では、市民に広く市政や市内のまちづくり活動等を広報するため、「広報えびの」・「広報えびのお知らせ版」の発行や市の公式ホームページ・SNSの運用を行っています。
- パブリックコメントや市民アンケート、住民説明会などを実施し、市民の声を市政運営に生かしています。
- 平成22年4月に施行された「えびの市自治基本条例」第12条には、市の責務として、自治の実現に必要な市政情報の公開が明確に位置づけられており、広報活動の更なる充実が求められています。
- 情報技術の進展に伴い、情報のデータ化、ネットワーク化が進んでおり、情報セキュリティ対策の充実とともに、「えびの市情報公開条例」及び「えびの市個人情報保護条例」に基づき、適切に情報の公開と個人情報の保護を行うことも課題となります。平成13年度からは市が保有する情報を管理し活用する仕組みとして「ファイリングシステム^{*}」を導入しており、文書の私物化を防ぎつつ文書管理の適正化に努めています。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	後期目標値 (平成33年度)
市ホームページへのアクセス件数 [*]	150,000件/年	129,370件/年	155,000件/年
Facebook ページのファン数 [*]		1,725件 (平成28年10月現在)	4,000件
行政情報がよく伝わっていると思う市民の割合		32.6% (平成28年10月 市民意識調査)	50.0%

※総合戦略で設定した目標指標（KPI）

※ファイリングシステム：各種業務に必要な通信文書やその他諸資料を、後日参照する必要が生じた場合に、速やかに検出し、利用できるよう系統的に整理し、保管・保存する制度。



主要施策・主要事業

施策1 広報の充実

- 市民にわかりやすい・伝わる広報紙づくりに取り組むとともに、わかりやすい予算書の発行など、市民の関心の高い市政情報の提供に努めます。
- インターネットや携帯端末の普及が進む中、市民が手軽に市政情報を取得できる窓口として、市ホームページ・SNSの更新・充実を図ります。
- より多くの市民に行政情報や地域情報を伝達できるよう、自治組織である「自治会・班」への加入促進を図るとともに、未加入世帯への行政情報伝達の方法について検討します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①広報えびの・ホームページ事業
- ②行政事務連絡
- ③区・分区加入促進対策（再掲）

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①広報えびの作成事業
- ②市ホームページ等運用事業（再掲）
- ③行政事務連絡事業
- ④自治会加入促進対策事業（再掲）

施策2 適切な情報管理と情報公開の推進

- 全庁的な情報セキュリティ対策を実施し、市が所有する個人情報などの機密情報の漏えいを防止します。
- ファイリングシステムの適切な維持管理により文書管理の適正化を図り、行政文書の開示など、市民の知る権利の確保に努めます。
- 個人情報データを適正に取り扱い、個人の権利と利益の保護を図ります。
- 市民が参加する各種会議や市が策定する各種計画等についても積極的に公開・公表を行い、市民との情報共有化の推進を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①情報化推進事業
- ②ファイリングシステム維持管理

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①情報化推進事業
- ②ファイリングシステム維持管理

基本 施策 1 地域福祉の推進

施策目標 ～目指す姿～

- 身近な地域で住民同士が互いに助け合い、支え合う関係づくりができています。
- 地域福祉推進のため、住民が互いに協力して福祉活動に取り組んでいます。
- 「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもって地域福祉を推進しています。



現状と課題

- 本市では、「お互いに助け合い楽しく話し合えるまち」を実現することを目的として、「えびの市地域福祉計画・えびの市地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉を推進しています。近年、地域社会を取り巻く状況は、少子高齢化や核家族化などにより、身近な地域における住民同士のつながりが希薄化しており、また、市民意識の高度・多様化、市民参画意識の高まりなど、地域住民を取り巻く環境も大きく変化しています。今後は、多様化する福祉ニーズに対応していくため、地域住民をはじめ、行政機関、社会福祉協議会、地域福祉推進会議、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO や福祉サービス事業者等がそれぞれの役割を担い、協働と連携によって地域福祉を着実に推進していく必要があります。
- 地域福祉を担う人材も高齢化しており、人材の確保をはじめ、社会福祉協議会と連携し、住民主体の地域福祉を推進し、支援を必要とする人を地域で支え合う仕組みや体制を構築していくことが課題となっています。
- 超高齢社会において今後も避難行動要支援者が増加していく見込みです。地域において災害の発生初期に、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の支援をする避難支援協力員体制を強化していく必要があります。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	後期目標値 (平成 33 年度)
地域支え合い事業実施自治会数*		48 自治会	64 自治会

※総合戦略で設定した目標指標（KPI）



主要施策・主要事業

施策1 助け合い支え合う地域づくり

- 地域福祉推進会議などを通じて、地域住民主体による地域支え合い活動を積極的に進めます。
- 今後も増加する避難行動要支援者への災害時の対応を見据えた取組や体制づくりを推進します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①地域福祉活動補助事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①地域福祉活動事業

施策2 地域福祉の推進

- 地域福祉に対する市民意識の高揚を図るため、幅広い年齢層への啓発活動や福祉教育に取り組みます。
- 地域福祉推進にあたっての中心的な役割を担う社会福祉協議会と連携し、地域福祉推進体制の充実を図ります。
- 民生委員・児童委員、各自治会に配置されている地域福祉推進員など地域福祉を推進するリーダーとなる人材の確保・育成を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①民生委員活動補助事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①民生委員活動補助事業

基本施策 2 子育てしやすい環境づくり

施策目標 ～目指す姿～

- 働きながらも子どもを安心して預けることができる体制が整っています。
- 子育てにかかる経済的な負担が軽減され、生活の安定と向上に対する支援が行われています。
- 育児や子育てへの不安がなく、親子でふれあいながら、楽しく子育てをしています。



現状と課題

- 本市では、「えびの市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、乳幼児期の学校教育・保育や延長保育事業、一時預かり事業、子ども医療費の一部助成などの事業を行うとともに、老朽化している保育所等の施設整備を計画的に進め、安心して子育てができる環境づくりの推進を図っています。
- 長引く景気低迷や女性の社会進出により、共働き家庭が増加し、保育ニーズは高まっているため、働きながらも子育てができる環境づくりに向け、保育の受け皿確保が重要な課題となっています。
- 保護者の子育てに係る経済的負担の軽減のため、第3子以降保育料無料化事業を行うなど、子育て家庭への経済的な支援を行っています。
- 子どもが、生まれ育った家庭の状況で将来が左右され、貧困が連鎖していることが問題となっています。そのため、ひとり親家庭医療費助成などの経済的支援や子どもの貧困の連鎖を断ち切る各種施策のほか、生活の安定と向上に対する自立・就業支援を推進していくことが求められています。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	後期目標値 (平成 33 年度)
出生数*		111 人 / 年	157 人 / 年
待機児童数（保育所等）**		25 人 / 年	0 人 / 年
保育料無料化の多子世帯児童数**		148 人 / 年	160 人 / 年
安心して子どもを産み育てやすいと思う市民の割合		27.9% (平成 28 年 10 月 市民意識調査)	50.0%

※総合戦略で設定した目標指標（KPI）



主要施策・主要事業

施策1 子育てと仕事の両立支援

○働きながらでも子育てができるよう、各種保育サービスの充実を図るとともに教育・保育施設の環境整備を支援します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①通常保育事業
- ②一時保育事業
- ③延長保育事業
- ④ファミリーサポートセンター事業
- ⑤放課後児童クラブ事業
- ⑥保育施設整備等支援事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①教育・保育事業
- ②一時預かり事業
- ③延長保育事業
- ④病後児保育事業
- ⑤障害児保育事業
- ⑥ファミリー・サポート・センター事業^{*}
- ⑦放課後児童クラブ運営事業
- ⑧教育・保育施設整備事業
- ⑨保育士人材確保推進事業
- ⑩保育士就職支度金支給事業

施策2 子育て家庭への支援

- 子ども医療費助成事業などを通じて、子育てにかかる経済的な負担の軽減を図ります。
- ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るため、ひとり親家庭医療費の助成やひとり親家庭の自立促進につながる事業を推進します。
- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、地域の力を活用しながら、長期的、継続的に、子どもの貧困の連鎖の解消に向けた取組を推進します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①子ども医療費助成事業
- ②ひとり親家庭医療費助成事業
- ③母子世帯生活つなぎ資金貸付金事業
- ④母子家庭自立支援助成金事業
- ⑤母子寡婦父子福祉連絡協議会運営補助金事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①子ども医療費助成事業
- ②ひとり親家庭医療費助成事業
- ③ひとり親家庭自立支援助成事業
- ④母子・父子自立支援員設置事業
- ⑤第3子以降保育料無料化事業
- ⑥子どもの貧困対策推進事業

^{*}ファミリー・サポート・センター事業：地域において、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織を運営するセンターで、育児や介護について助け合う事業。

施策3 育児・子育て不安等への対策

○育児や子育てに対する保護者の不安の軽減を図るため、発達障害相談、生活習慣など子どもに関する相談支援体制を整えるとともに、乳幼児及びその保護者同士が相互の交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言などの支援を行います。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①子育て支援センター事業
- ②家庭相談員設置事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①地域子育て支援拠点事業
- ②家庭相談員設置事業
- ③乳児家庭全戸訪問事業

総
論

基本計画

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

計画の実現
に向けて

資
料
編

基本
施策

3 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

施策目標 ～目指す姿～

- 高齢者が社会参加等を通して生きがいを持ち、健康を維持しながら活動しています。
- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしが継続できるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組が展開されています。
- 介護保険事業が「社会全体で支える仕組み」という基本理念に基づき、高齢化の状況や給付と負担とのバランスを見極め需要に応じた介護サービスが提供されています。



現状と課題

- 今後、高齢化が進行していくことを見据えて、「えびの市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護予防、在宅福祉サービスの提供、介護保険事業の運営を実施しています。
- 高齢者が地域でいきいきと暮らせるよう、介護予防や高齢者クラブ活動及び高齢者のスポーツ活動等を通じた社会参加への支援、シルバー人材センターによる就労の場の確保等により生きがいづくりを促進しています。
- 団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据えて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの方向性を継承しつつ、在宅医療介護連携を本格化し、新しい地域支援事業に取り組み、「協働と福祉のまちづくり」を構築していく必要があります。

目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	後期目標値 (平成 33 年度)
高齢者クラブ支援団体数・会員数*	60 クラブ -	52 クラブ 1,753 人	55 クラブ 1,850 人
シルバー人材センター会員数・就業延べ 人日*	230 人 -	189 人 19,546 人日 / 年	230 人 26,500 人日 / 年
タクシー利用券利用枚数	19,200 枚 / 年	9,880 枚 / 年	11,000 枚 / 年
介護福祉士就職確保者数*		0 人	40 人 (平成 32 年度 終了予定)
百歳体操実施会場数*		27 会場	65 会場
介護予防サポーター養成数*		180 人	480 人
認知症サポーター養成数*		962 人	1,862 人
小菜園づくり事業実施自治会数*		新規 2 自治会 / 年 継続 6 自治会	新規 3 自治会 / 年 継続 10 自治会
生活支援サービス利用者数*		-	120 人 / 年

※総合戦略で設定した目標指標（KPI）



主要施策・主要事業

施策1 介護予防・生きがいつくりの推進

- 健康で生きがいを持って暮らし続けられるよう、各種教養講座の開催、高齢者スポーツの促進、高齢者クラブ活動への支援、シルバー人材センターとの連携などを通じて、生きがいつくりや健康づくりを促進します。
- 高齢者が要支援・要介護状態となることを予防すると共に、たとえそのような状態になっても地域とのつながりをもってその人らしい生活が送れるよう、歩いて通える範囲に運動を取り入れた住民主体の通いの場を充実させ、介護予防と生きがいつくりを推進します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①市長旗争奪各種スポーツ報償金事業
- ②高齢者クラブ活動費補助事業
- ③老人福祉センター運営事業
- ④高齢者生きがいと健康づくり事業
- ⑤地域支援事業（介護予防事業含む）
- ⑥シルバー人材センターによる生きがいつくり事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①市長旗争奪各種スポーツ大会報償金事業
- ②高齢者クラブ活動費補助事業
- ③老人福祉センター運営事業
- ④高齢者生きがいと健康づくり事業
- ⑤地域支援事業（一般介護予防事業）
- ⑥シルバー人材センター運営事業

施策2 地域包括ケアシステム体制の構築

- 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、在宅の高齢者への住宅改造助成や養護老人ホーム等への入所相談を行い、高齢者の生活支援や介護家族への支援等、在宅福祉サービスを充実していきます。
- 高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①高齢者住宅改造助成事業
- ②福祉タクシー料金助成事業
- ③敬老祝金報償金事業
- ④老人福祉センター運営事業（再掲）
- ⑤老人ホーム入所者措置事業
- ⑥地域支援事業（再掲）

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①高齢者住宅改造助成事業
- ②福祉タクシー料金助成事業
- ③敬老祝金報償金事業
- ④老人福祉センター運営事業（再掲）
- ⑤老人ホーム入所者措置事業
- ⑥介護予防・日常生活支援総合事業
- ⑦地域ケア会議の開催
- ⑧在宅医療・介護連携の推進
- ⑨生活支援体制の整備
- ⑩認知症施策の推進

施策3 介護保険事業の適正な運営と充実

- 「介護保険法」に基づき、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、高齢者の介護需要を把握するとともに中長期的な視点に立って介護保険事業の適正な運営に努めます。
- 介護保険事業計画に基づき、将来の高齢者介護のあるべき姿を念頭に、高齢化の状況や介護サービス量、保険料の見込を把握しながら、介護サービスの提供基盤の充実を図ります。
- 介護従事者が不足する将来を見据え、介護人材確保推進事業により介護が必要な状態となっても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりを目指すとともに、介護福祉士の就職を支援します。

～重点的に取り組む事業～

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①介護人材確保推進事業

基本
施策

4 障害のある人が 安心して暮らせる環境づくり

施策目標 ～目指す姿～

- 障害の有無にかかわらず、住民誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現を目指して、障害者の自立と社会参加の支援等を推進しています。
- 障害のある人の地域生活・在宅生活を支える福祉サービスの充実を図っています。



現状と課題

- 本市では、「えびの市障害者計画」に基づき、「一人ひとりが互いに尊重し合う 思いやりのあるまちにしましょう」を基本理念として、障害者施策を展開しています。また、「えびの市障害福祉計画」に基づき、障害のある人や障害のある子どもが自立した日常生活を営むことができる社会の実現を目指すため、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を展開しています。
- 障害福祉サービスについては、「障害者自立支援法」が平成25年度に「障害者総合支援法」に改正されたことにより、障害者の範囲に難病等が追加されました。また、近年、「障害者差別解消法」、「障害者雇用促進法」の施行など、障害者を取り巻く環境が変化しており、本市においても、障害のある人が地域で安心して生活を送ることができる社会を形成することが求められています。
- 障害のある人もない人も互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けて、障害に関する理解の促進や障害のある人との交流の場づくり等、周囲の理解と支援を充実していくことが必要です。障害のある人から、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁^{*}を取り除くために必要な便宜を行う合理的な配慮が提供されることが求められています。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	後期目標値 (平成33年度)
施設入所者の地域生活への移行者数	6人	0人	1人
福祉施設から一般就労への移行者数	1人	0人	2人
障害者住宅改造費助成件数	5件/年	0件/年	2件/年
障害のある人が安心して暮らせる環境 だと思う市民の割合		15.2% (平成28年10月 市民意識調査)	30.0%

^{*}社会的障壁：障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもの。段差や難しい漢字ばかりの書類など。



主要施策・主要事業

施策1 社会参加及び自立支援

- 障害について広報やイベントなどで啓発を行い、障害や障害のある人に対する市民の理解の促進を図ります。
- 障害者団体などによる自主的な活動への支援や地域住民との交流機会の充実を図り、障害のある人が地域の活動などに参加する機会の拡充に努めます。
- 重度障害者への日常生活用具の給付や医療費の助成を行うことにより、経済的な負担軽減を図ります。
- 障害のある人が能力や適性に応じて働くことができるよう、サービス事業者をはじめ、企業や関係機関と連携しながら就労活動への支援を進めます。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①身体障害者福祉会運営補助事業
- ②視覚障害者福祉会運営補助事業
- ③知的障害者児親の会運営補助事業
- ④重度身体障害者日常生活用具給付事業
- ⑤重度心身障害者児医療費給付事業
- ⑥障害者相談支援事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①身体障害者福祉会運営補助事業
- ②視覚障害者福祉会運営補助事業
- ③知的障害者児親の会運営補助事業
- ④重度心身障害者児日常生活用具給付事業
- ⑤重度心身障害者児医療費給付事業
- ⑥障害者相談支援事業

施策2 障害福祉サービスの充実

- 障害のある人の居宅生活を支援するサービスや日中活動の場、住まいの場などを提供する介護給付や訓練等給付、自立支援医療、地域生活支援事業など、「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービスの充実を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①障害福祉サービス事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①障害福祉サービス事業

施策3 地域生活への支援

- 障害のある人やその家族、介助者等からの相談をはじめ、虐待や権利擁護などに適切に対応できるよう、関係機関と連携し、相談支援体制の充実に努めます。
- 在宅で生活する障害者のいる世帯の住宅改修への支援を行うとともに、施設等のバリアフリー化に努めます。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①障害者相談支援事業（再掲）
- ②成年後見制度利用支援事業
- ③障害者住宅改造補助事業
- ④障害者福祉タクシー料金給付事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①障害者相談支援事業（再掲）
- ②成年後見制度利用支援事業
- ③障害者住宅改造助成事業
- ④障害者福祉タクシー料金助成事業

基本
施策

1 日常生活における安全の確保

施策目標 ～目指す姿～

- 市民が交通ルールを正しく理解し守るとともに、交通事故が起こりにくい環境づくりがなされ、事故の少ないまちとなっています。
- 市民一人ひとりが防犯意識をもち、犯罪の少ないまちとなっています。



現状と課題

- 本市の交通事故発生件数は平成27年で441件となっています。また、交通事故死傷者数は減少傾向にありますが、自動車が日常の移動手段として欠かせない本市において、交通事故対策は重要な課題となっています。
- 高齢者や子どもなどのいわゆる交通弱者への対策も重要となっており、運転手を含め、交通安全意識の高揚を図るとともに、ミラーの設置など、交通事故の発生しにくい環境整備を進めていくことが必要となっています。
- 防犯活動については、えびの地区防犯協会などと連携し、街頭キャンペーンや地域安全運動を展開しています。犯罪のない安全なまちを目指し、今後も市民との協働による犯罪の抑止活動を推進していくことが必要となります。
- 近年、高齢者を狙った振り込め詐欺等の特殊詐欺が全国的な問題となっています。また、女性や子どもへの犯罪も増加していることから、より一層犯罪抑止への対策を推進していくことが求められます。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	後期目標値 (平成33年度)
補助対象防犯灯設置総数	1,000 灯	1,061 灯	1,100 灯
犯罪の少ない安心できるまちと思う市民の割合		54.6% (平成28年10月 市民意識調査)	70.0%
歩行者等にとって交通が安全と思う市民の割合		28.8% (平成28年10月 市民意識調査)	40.0%



主要施策・主要事業

施策1 交通安全対策の推進

- 交通安全に対する市民意識の高揚を図るため、広報紙や交通安全教育などによる啓発活動に取り組みます。
- 生活に身近な市道などにおいて交通の安全を確保する必要がある道路を中心に、ミラーの設置など安全な交通環境の整備に努めます。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①えびの地区交通安全協会運営補助金
- ②交通安全対策事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①えびの地区交通安全協会運営補助事業
- ②道路安全施設事業（再掲）
- ③高齢者免許証自主返納促進事業

施策2 防犯対策の推進

- えびの地区防犯協会や警察などの関係機関と連携し、地域ぐるみによる防犯活動を推進します。
- 市民の夜間における歩行等の安全を確保するため、各地域で管理している防犯灯の維持・管理を支援します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①地区防犯協会補助事業
- ②地域安全対策事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①えびの地区防犯協会運営補助事業
- ②地域安全対策事業（防犯灯LED化補助事業等）

施策3 消費者問題への対策の推進

- 悪徳商法や詐欺被害、訪問販売、電話勧誘販売などによる被害の未然防止を図るため、広報紙による知識の普及啓発や情報の提供に努めます。
- 西諸2市1町で消費生活相談員を配置し、消費者問題に関する相談に応じる体制を充実します。また、定期的な無料法律相談を実施し、適切な救済支援を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①消費者保護対策
- ②無料法律相談事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①消費生活相談事業
- ②無料法律相談事業

基本
施策

2 防災対策の充実・強化

施策目標 ～目指す姿～

- 災害時に地域の住民が主体となった初動活動が行える、地域を中心とした防災体制が整っています。
- 情報伝達手段や避難所の整備、公共施設の耐震化、発災時における初動体制の整備など、発災時を見据えた事前対策が十分になされています。
- 発災時、迅速に消火や救助・救急が行える体制が整えられています。



現状と課題

- 近年、口蹄疫の発生や新燃岳・硫黄山の火山活動の活発化、更には東日本大震災・熊本地震をはじめ全国での大規模災害の発生により、災害に対する市民の関心が高まっており、地域ぐるみによる防災体制を充実させていくことが急務となっています。
- これらの災害から平時における事前の対策が重要となっており、資材の備蓄や情報伝達体制の整備、自主防災組織の育成、発災時の初動体制の整備など、災害予防対策の充実が必要となります。
- 本市では消防力の充実を図るため、消防団の育成を図るとともに、市内消防施設及び消防水利の整備を行っていますが、消防団員の確保が厳しくなっているほか、山間地では消防水利等が不十分な地域もあり、消防力の維持・充実は継続的な課題となっています。
- 日頃からの学びや訓練の促進と連絡体制の確立及び市民と防災関係者機関との相互の連携・協力体制の構築並びに災害時の支援機能を備えた拠点づくりが課題となっています。
- 本市の救急業務については、広域消防で対応していますが、年々増加傾向にあり、体制のさらなる強化が必要となっています。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	後期目標値 (平成 33 年度)
消火栓設置総数	331 基	389 基	410 基
防災士資格取得者数*		11 人	65 人
緊急通報サービス登録件数*		500 件	2,000 件
さまざまな災害に対し安心して暮らせ ると思う市民の割合		48.3% (平成 28 年 10 月 市民意識調査)	60.0%

※総合戦略で設定した目標指標（KPI）



主要施策・主要事業

施策1 地域防災力の向上

- 平時より広報紙等を活用した啓発を行い、市民の防災意識の高揚を図ります。
- 自主防災組織の育成及び活動への支援を行い、災害時に地域住民が互いに協力し、避難や救助などの初動活動が行える体制づくりを進めます。
- 一人暮らし高齢者や障害のある人など、災害時の避難に支援を必要とする避難行動要支援者への対策を推進します。
- 学び、備え、助け合う安全・安心なまちづくりを目標に、災害時において避難・支援活動の拠点となり、平常時においても市民・防災関係者が集い、学ぶことができる防災拠点を整備します。
- 関係機関と連携し、災害時における要配慮者の支援体制を整備します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①自主防災組織育成・強化事業
- ②災害時外国人支援事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①自主防災組織育成・強化事業
- ②防災士資格取得助成事業
- ③避難行動要支援者事業
- ④防災食育センター建設事業（再掲）

施策2 災害予防対策の推進

- 緊急災害情報や防災に関する情報を正確に市民に伝達できるよう、市民への情報伝達体制の充実を図ります。
- 大雨や暴風、地震、火山噴火、家畜伝染病などによる災害発生時に的確で迅速な初期活動が行えるよう、資機材等の整備をはじめ、避難所の整備、初動体制の整備・強化などの事前対策を推進します。また、応急対策終了後における被災者等への救援、被災地の復旧・復興などの事後対策についても円滑に実施できるよう努めます。
- 治山・治水対策の推進や建築物の耐震化・不燃化を促進し、災害に強いまちづくりに取り組みます。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①無線放送施設設置助成事業
- ②社会資本整備総合交付金事業（再掲）
- ③河川維持事業
- ④治山事業（県単集落防災事業、自然災害防止治山事業）

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①災害時情報伝達推進事業
- ②河川維持事業
- ③急傾斜地崩壊対策事業
- ④治山事業（県単集落防災事業、自然災害防止治山事業）

施策3 消防・救急体制の整備

- 市民の生命・財産を守るため、消防車両などの資機材や防火水槽、消火栓などの消防水利、既存の消防施設の整備を計画的に進め、消防力の充実を図ります。併せて消防団の育成や活動の充実を図ります。
- 西諸広域行政事務組合と連携し、救急救命士を養成するなど体制のさらなる充実を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①消防団運営事業
- ②消防施設事業
- ③消防施設整備支弁金事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①消防団運営事業
- ②消防施設等整備事業

総論

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

計画の実現
に向けて

資料編

基本 施策 3 社会保障の確保

施策目標 ～目指す姿～

- すべての市民が健康で文化的な最低限度の生活を保障されています。
- 将来にわたり安心して医療等が受けられるように都道府県単位で国民健康保険の財政運営を行います。



現状と課題

- 高齢化の急激な進行に伴い、自身の年金収入だけでは生活できない高齢世帯が増加しています。また、介護に伴う退職や短時間雇用の増加などにより、今後ますます生活困窮世帯は増えてくることが予想されています。今後は、生活保護制度の適切な運用と共に、生活困窮者の生活や就労を包括的・伴走的に相談・支援する一体的な仕組みづくりが必要となってきます。
- 高齢化や慢性疾患者の増加、医学・医療技術の進歩、医療機関へのかかり方の問題などの要因により、国民健康保険の医療費は年々増加する一方です。また、長引く景気低迷により、低所得者層も増加しており、国民健康保険財政は厳しい状況が続いています。国民健康保険は市町村単位で運営が行われてきましたが、年々増加傾向にある医療費により国民健康保険の財政が圧迫されているため、平成30年度からは県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国民健康保険運営に中心的な役割を担います。
- 75歳以上の高齢者の医療費を国民全体で公平に支える制度として、平成20年4月から県単位での後期高齢者医療制度が開始されましたが、依然として医療費の増加傾向は続きその運営も厳しい状況にあります。
- 国民健康保険制度は、厳しい経済状況を背景に、保険税の未納者や保険への未加入者が増加しており、保険税未納者への対応と制度に対する理解の促進を図ることが課題となっています。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	後期目標値 (平成33年度)
国民健康保険税収納率	93.00%	94.70%	95.19%



主要施策・主要事業

施策1 国民健康保険制度の健全運営

- 疾病の予防、早期発見・早期治療につなげるため各種健診事業を推進するとともに、適切に医療を受診するよう意識啓発を図ります。
- 国民健康保険制度の財政運営に関する責任主体が市町村から都道府県へと移りますが、保険税はこれまでどおり市町村が徴収します。このため、県全体で収納率向上に向け、更に取り組を強化する必要があります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①人間ドック補助事業
- ②特定健康診査等事業（再掲）
- ③重複・頻回受診者への訪問指導事業
- ④保険税未納者対策事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①人間ドック補助事業
- ②特定健康診査等事業（再掲）
- ③保険税未納者対策事業

施策2 後期高齢者医療制度の健全運営

- 疾病の予防、早期発見・早期治療につなげるため健康診査事業を推進します。
- 高齢者の増加に伴い、保険料未納を防ぐための対策を引き続き推進します。
- 宮崎県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の安定化を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①後期高齢者健康診査事業（再掲）
- ②保険料未納者対策事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①後期高齢者健康診査事業（再掲）
- ②保険料未納者対策事業

施策3 低所得者福祉の充実

- 健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護制度の適正な運営に努めるとともに、生活困窮者相談支援事業と連携して、保護が必要な生活困窮者については、確実に生活保護に繋ぐよう助言・指導を行います。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①自立生活相談事業
- ②セーフティネット支援対策事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①生活困窮者相談支援事業
- ②被保護者就労支援事業

第5章

自然と調和した住みよい “生活環境づくり”

第1節 調和のとれた美しい景観の保全

基本 施策 1 自然環境の保全

施策目標 ～目指す姿～

- 市民や事業者の環境保全意識が高まり、自然環境の保全活動に取り組んでいます。
- 緑豊かな山やきれいな水が流れる河川など自然環境が保全されています。



現状と課題

- 本市は、南に霧島錦江湾国立公園の主峰・韓国岳をはじめ、甑岳、白鳥山、飯盛山などが連なってえびの高原を囲んでおり、北には九州山地の南端にある矢岳山、国見山、鉄山などの連山があります。また、川内川の最上流に位置し、市内の中心部を東西に流れているなど、自然に恵まれた地域となっています。
- 本市の豊かな自然環境を保全し、後世に引き継ぐため、平成16年度に「えびの市環境基本条例」を制定しました。平成19年度に策定した「えびの市環境基本計画」を平成29年度に改訂し、環境保全活動を促進します。
- 全国的に環境への意識が高まる中、地球温暖化防止対策を含めた地球規模での環境保全対策のため、市民、事業者、行政の協働による省エネルギー対策の推進、地域の特性を生かした新エネルギーの活用を促進することが求められています。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	後期目標値 (平成33年度)
河川水質検査箇所	7箇所/年	7箇所/年	7箇所/年
河川水質検査の広報		1回/年	2回/年



主要施策・主要事業

施策1 環境保全活動の推進

- 学校や家庭、地域社会、会社など、様々な場における環境教育・環境学習を推進し、市民意識の高揚と環境保全を实践できる人づくりを進めます。
- 環境保全に関する市民・事業者・市の役割を示した「えびの市環境基本計画」、「えびの市地球温暖化対策実行計画」に基づき、えびの市環境審議会と連携し、施策や活動の点検と推進を図ります。
- 河川の水質検査を継続して実施し、水質の現状を市民に公表します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①河川水質検査

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①河川水質検査

施策2 自然環境の保護

- 国や県と連携し、霧島錦江湾国立公園及び矢岳高原県立公園などの自然公園に生息する動植物の保護に取り組みます。
- 森林所有者や森林組合、林業事業者と連携し、森林環境の保全を図ります。
- 市民・事業者・行政が協働し、森林の適正な保護活動を実施し、次世代に健全な森林を引き継ぎます。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①森林整備事業（再掲）
- ②森林づくり活動支援事業
- ③みどりの少年団育成事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①森林整備事業（再掲）
- ②森林づくり活動支援事業
- ③みどりの少年団育成事業

基本 施策 2 景観形成の推進

施策目標 ～目指す姿～

- 建築物や市街地が周辺環境との調和に配慮され、つくられています。
- 街並みや景観などが美しいと感じるまちになっています。



現状と課題

- 本市は、古くから農業のまちとして発展してきた背景があり、今なお、豊かな田園・農村景観が継承されており、本市固有の財産となっています。
- 平成22年4月に景観行政団体に移行したことにより、良好な景観形成を図るため、景観法に基づき具体的な施策を推進していくことが求められています。
- 景観形成については、市民との協働が必要不可欠ですが、長期的な取組により効果が表れるため理解が得られにくく、推進体制の構築が課題となります。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	後期目標値 (平成33年度)
自然環境を大切にしていると思う市民の割合	45.0%	43.2% (平成28年10月 市民意識調査)	50.0%



主要施策・主要事業

施策1 良好な景観整備の普及・啓発

- 本市が有する景観資源の魅力を周知・啓発し、景観の保全と形成に向けた市民意識の高揚を図ります。
- 良好な景観整備を市民と協働により計画的・総合的に推進するため、景観形成に関する方針や基準などを定めた景観計画の策定を行います。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①景観計画策定

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①景観計画策定

施策2 市街地の景観形成

- 今後策定する「景観計画」に基づき、市街地の良好な景観形成に努めます。

基本
施策

3 河川汚濁処理対策の推進

施策目標 ～目指す姿～

- 市内の各家庭において適正な生活排水の浄化処理及び維持管理が促進され、河川の汚濁が軽減されています。



現状と課題

- 市街地や集落が拡散する本市では、下水道等の集散的処理施設を整備することは維持管理の面から、また財政状況からも難しい状況となっています。本市は、川内川の最上流部に位置していることから流域連携のもと、健全な水資源の維持のための積極的な推進が求められます。
- 本市では、平成3年度から浄化槽設置整備事業を開始し、平成27年度末の生活排水処理率は60.3%と着実に汚水処理家庭の拡大を図っています。引き続き、合併処理浄化槽の整備促進を図るとともに、浄化槽の適正な維持管理を設置者に啓発していくことが課題となります。
- 事業系排水については、県や関係機関と連携し、水質汚濁防止法や県条例に基づいた対策の実施を徹底していくことが必要となります。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	後期目標値 (平成33年度)
生活排水処理率	62.0%	60.3%	75.0%
合併浄化槽補助設置基数	130基/年	90基/年	130基/年



主要施策・主要事業

施策1 生活排水への対策の推進

- 各家庭から排出される台所、洗濯、風呂などの排水と、し尿を併せて浄化処理する合併処理浄化槽の新設及び単独浄化槽からの転換を支援し、普及促進を図ります。設置者による適切な維持管理が行われるよう、保守点検・清掃・法定検査の実施を促進します。
- 排水による河川の汚濁を抑制するため、家庭でできる対策を周知・啓発し、市民の自主的な生活排水の浄化対策の促進を図ります。
- 県や関係機関、民間企業と連携し、水質汚濁防止法や県条例に基づいた対策の実施を徹底していきます。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①浄化槽設置整備事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①浄化槽設置整備事業

基本
施策

4 資源循環型社会の推進

施策目標 ～目指す姿～

- ごみ問題に対する意識が高まり、分別やリサイクル、減量化の取組が進み、ごみが減少しています。
- 廃棄物の処理体制が整備され、廃棄物のリサイクルや焼却等の適正な処理が行われています。



現状と課題

- 本市では、えびの市美化センターやえびの市環境センターにおいて、ごみやし尿などの廃棄物の処理を行っています。しかし、施設の老朽化が進んでいることから、計画的に機能の維持と安定的な運営を確保していくことが課題となっています。
- 本市では、資源循環型社会構築のため、4R^{*}を推進し、ごみの分別排出の徹底や減量化、リサイクル、不法投棄の防止啓発を行っています。しかし、野焼き（廃棄物の野外焼却）の禁止啓発による草・木の持ち込み等が多くなっていることから、ごみの排出量は増加傾向にあります。引き続き、ごみの減量化やリサイクルを推進するため、市民意識を高め、行動へとつなげていくことが課題となります。一方、廃棄物の不法投棄は減少していないことから、野焼きと併せて継続して対策を講じる必要があります。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	後期目標値 (平成 33 年度)
ごみ排出量「市民 1 人・1 日あたり」	650g	836g	860g
ごみのリサイクル率	18.0%	13.0%	13.0%
ごみ不法投棄件数	100 件 / 年	108 件 / 年	95 件 / 年
ごみ分別ができていると思う市民の割合		78.4% (平成 28 年 10 月 市民意識調査)	80.0%

※ 4 R：廃棄物減量のキャッチフレーズとして使われる言葉。リフューズ（拒否）・リデュース（消費削減）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用）をあわせて 4 R という。また、「リフューズ」の代わりに「リペア」（修理）を加えて 4 R とする場合もある。



主要施策・主要事業

施策1 ごみの減量化・リサイクルの推進

- 市民及び事業者への啓発、指導を通じ、ごみの減量化を促進します。
- ルール違反ごみの分別を徹底し、資源のリサイクルを推進します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①環境美化推進員報償事業
- ②ごみ収集運搬業務事業
- ③再商品化事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①環境美化推進員報償事業
- ②ごみ収集運搬業務事業
- ③再商品化事業

施策2 廃棄物処理施設の整備

- えびの市美化センターをはじめ、えびの市一般廃棄物最終処分場、えびの市環境センターなどの各処理施設の適正な計画的維持管理と施設の長寿命化を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①し尿処理事業
- ②最終処分場運営事業
- ③美化センター運営事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①し尿処理事業
- ②最終処分場運営事業
- ③美化センター運営事業

施策3 不法投棄等への対策の推進

- 廃棄物の不法投棄やごみのポイ捨てなどを防止するため、関係機関や市民、事業者と連携し、啓発及び巡視活動を推進します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①不法投棄防止啓発事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①不法投棄防止啓発事業

基本
施策

1 安全でおいしい水の 安定的な供給の確保

施策目標 ～目指す姿～

○安全で安心して利用できる水道水が安定的に供給されています。



現状と課題

- 本市の上水道は、現在、市内のほぼ全域に給水を行っています。今後、老朽化水道施設の整備・更新・耐震化や水道未普及地区の解消対策を推進していくことが必要となっています。
- 本市の水源は現在、川内川上流標高 648 メートル地点から表流水を取水しているため、施設の維持管理だけでなく、災害など非常時の復旧対応を考慮すると、第2水源の確保が必要となっています。
- 市内4箇所にある簡易水道については、地域住民の高齢化等の影響により地元での管理・運営が困難になりつつあり、上水道への統合整備を進め、安定的な供給体制を確保していくことが課題となっています。また、人口の減少と連動し、水の需用や給水人口の減少が進む本市では、水道事業の健全な運営を図ることも、水の安定的供給体制を確保していく上で課題となります。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	後期目標値 (平成 33 年度)
水道普及率	89.5%	89.9%	93.0%
水道法で定める水質基準適合検査結果	適合	適合	適合
統合が必要な簡易水道組合数	4 組合	4 組合	4 組合
水道水が安定的に供給されていると思う市民の割合		76.1% (平成 28 年 10 月 市民意識調査)	83.7%



主要施策・主要事業

施策1 安全な水の供給

- 安全に飲用できる水を安定して供給するため、災害に強い第2水源の確保を図るとともに、老朽化した浄水場や送配水設備等の水道施設については、順次、耐震化を図りながら計画的な改修・更新を進めます。
- 簡易水道を上水道へ統合し、安全・安心な水道水の安定的供給体制を確保します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①第2水源築造事業
- ②老朽化水道施設整備事業
- ③簡易水道統合整備事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①第2水源築造事業
- ②老朽化水道施設整備事業
- ③簡易水道統合整備事業

施策2 安定した給水の確保

- 給水区域内にある低水圧地区や水道未普及地区の解消に取り組みます。
- 持続可能な水道事業経営を行うために、事務事業の効率化と経費縮減等を図り、健全な水道事業の運営に努めます。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①低水圧地区及び水道未普及地区対策事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①低水圧地区及び水道未普及地区対策事業

基本
施策

2 市民の憩いの場の整備

施策目標 ～目指す姿～

○安心できる憩いの場として、自然を利用した公園が市民に活用されています。



現状と課題

- 本市の都市計画区域内にある公園については、王子原運動公園、神社原運動公園、永山運動公園、永山河川敷運動公園、八幡丘公園、えびの水辺の楽校が整備され、加えて、川内川河川敷の湯田地区に新たな公園の整備がすすめられています。
- 自然豊かな本市には、矢岳高原県立公園や霧島錦江湾国立公園などの自然公園も整備されています。特に霧島錦江湾国立公園は環境省より、国立公園満喫プロジェクトの先導的モデルとして選定されました。
- 余暇活動、健康志向の高まり及び軽スポーツの普及により、スポーツや運動、健康づくりの場として、安心して利用できる公園の維持管理が必要となっています。また、住民の身近な憩いの場、交流の場として、既存公園の遊具やトイレなどの設備整備ならびに駐車場の確保などを進める必要があります。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	後期目標値 (平成 33 年度)
運動公園利用者数	75,000 人 / 年	99,041 人 / 年	109,000 人 / 年
公園・広場・遊び場について満足している市民の割合		20.1% (平成 28 年 10 月 市民意識調査)	40.0%



主要施策・主要事業

施策1 公園施設の整備

- 永山運動公園の拡張及び湯田地区の川内川河川敷の公園化をすすめます。
- 王子原運動公園、神社原運動公園、永山運動公園、永山河川敷運動公園、八幡丘公園、えびの水辺の楽校の維持管理に努めるとともに、国や県と連携し、矢岳高原県立公園や霧島錦江湾国立公園の適切な管理を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①修繕・維持事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①かわまちづくり事業
- ②永山運動公園整備事業
- ③運動公園整備事業

基本 施策 3 住宅対策の推進

施策目標 ～目指す姿～

- 空き家情報が市内外に提供され、空き家の減少や定住につながっています。
- 住み慣れた居宅に、安心して住み続けることができます。
- 市営住宅の建替えや住戸改善が図られ、定住促進や人口流出の防止につながっています。
- 空き家バンク^{*}への登録物件数が増えるとともに、市内外に空き家等の物件情報や市の支援策などが専用ウェブサイト及びSNSを通じて積極的に情報発信され、空き家の有効活用、移住定住の促進につながっています。



現状と課題

- 本市では、えびの市に居住し、または居住しようとする人で住宅に困窮している人に対して、ホームページ等で空き家状況等を周知し、市営住宅等の賃貸を行っています。
- 本市の住宅の約8割は持ち家であり、また、建築基準法が改正された昭和56年以前に建築された住宅が半数以上を占めることから、地震への備えをはじめ、高齢化への対応としてリフォームやバリアフリー化の需要が高まるとみられます。そのため、市民が安心して住宅の整備・改造を行える環境整備が課題となります。
- 市営住宅においては、狭小住宅が多く老朽化も進んでいるため、子育て世帯や高齢者の受け入れが難しい状況となっています。さらに、小規模団地が散在していることから、建替えに合わせた再編等の整備が必要となっています。
- 市内に存する空き家・空き地の有効活用を図るため、空き家等の売却・賃貸を希望する所有者に物件情報を空き家バンクに登録してもらい、その情報をインターネット等により利用希望者に提供しています。しかし、現在のところ登録物件数が少ないため、空き家バンク制度の周知徹底、有用空き家の把握等により登録物件数を増やすことが必要になっています。
- 本市では、今後、空き家が増加することが予想されるため、その対策が急がれます。所有者等への適正管理の啓発等に努め、管理不全な空き家の発生を防ぐことが必要になっています。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	後期目標値 (平成33年度)
市営住宅戸数	505戸	502戸	459戸
空き家バンク新規登録物件数 [*]		15件	25件/年
現在の住まいに、今後も安心して住み続けられると思う市民の割合		53.7% (平成28年10月市民意識調査)	60.0%

※総合戦略で設定した目標指標（KPI）

※空き家バンク：えびの市に居住することを希望している方に、空き家・空き地情報の提供を行うもの。



主要施策・主要事業

施策1 世帯ニーズに応じた住宅改造の促進

- 市民による木造住宅の耐震化を促進するため、木造住宅の耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修に対し補助を行います。
- 高齢者や障害のある人が不便なく在宅生活を継続できるよう、住まいのバリアフリー化を支援します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①木造住宅耐震診断補助事業
- ②木造住宅耐震診断アドバイザー派遣事業
- ③木造住宅耐震改修補助事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①木造住宅耐震診断補助事業
- ②木造住宅耐震診断アドバイザー派遣事業
- ③木造住宅耐震改修補助事業

施策2 市営住宅の整備・再編

- 老朽化の著しい市営住宅団地については、適正な規模に統廃合を行い、計画的に建替えを図ります。
- 狭小で老朽化した市営住宅については、建替え・建設、住戸改善等を図り、若者世帯や高齢者、障害のある人が安全に住むことができる住居として再整備します。
- 危険防止のための外壁改修や設備の改修、経年劣化による補修等を計画的に進めます。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①公営住宅ストック総合改善事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①公営住宅ストック総合改善事業

施策3 空き家対策の充実

- 空き家バンクへの登録物件数の増加を図るとともに、専用ウェブサイト及びSNS等を通じて空き家等の物件情報を積極的に発信します。
- 空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①空き家バンク運営事業
- ②空き家バンク活用事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①空き家活用推進事業
- ②空き家再生等推進事業

基本 施策 4 移住・定住の推進

施策目標 ～目指す姿～

- 空き家バンクへの登録物件数が増えるとともに、市内外に空き家等の物件情報や市の支援策などが専用ウェブサイト及びSNSを通じて積極的に情報発信されることにより、空き家の有効活用、移住・定住の促進につながっています。
- えびの市の魅力を市民全体で共有するとともに、キャッチコピーやPR動画等を有効活用し、積極的に情報を発信することにより、全国にえびの市の認知度が高まっています。
- 地域全体で出会い創出や結婚に対するサポートが実施されることにより、人口維持・増加につながっています。



現状と課題

- 地方を中心に全国的に人口減少が続く中、本市においても進学・就職を機とした若年層の市外への流出などにより転出者が転入者を上回る社会減や女性人口の減少などにより死亡数が出生数を上回る自然減に伴い、人口減少が進展しており地域経済や地域活動の縮小が懸念されています。このような中、都市部等からの移住促進を図るため、移住相談会への参加、移住体験ツアーの開催やインターネットを通じた空き家等の紹介、移住・定住に関する専用相談窓口の設置などUIJターンを支援する各種施策を実施しています。
- 本市は豊かな自然や多様な歴史文化といった魅力のある地域資源を保有するとともに、南九州の中心に位置する地理的優位性がありますが、全国的には認知度が低い状況です。そこで、シティセールスの取組を強化するため、本市の魅力を再認識するとともに、専門的知識を有する民間事業者との連携のもと、PR動画の制作などを実施しています。
- 出会いや結婚に関する取組として、独身男女の出会いの場を創る市民団体等が開催するイベントへの支援を行っています。結婚や出産については、個人の自由な意思が尊重されることを前提としますが、人口減少対策にもつながることから、出会いや結婚に対する支援を充実させる必要があります。

目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	後期目標値 (平成 33 年度)
市の制度活用による移住世帯数*		16 世帯	30 世帯 / 年
定住促進住宅入居戸数	43 戸	42 戸	48 戸
男女の出会いの場創出支援回数*		3 回 / 年	8 回 / 年
結婚サポートセンター登録者数*		0 人 (平成 27 年 10 月)	30 人
新婚世帯家賃助成利用件数*		-	30 件 / 年
Facebook ページのファン数（再掲）*		1,725 件 (平成 28 年 10 月現在)	4,000 件
報道機関への取材依頼件数*		84 件 / 年	136 件 / 年
ふるさと寄附件数及び金額*		2,704 件 / 年 83 百万円 / 年	25,000 件 / 年 600 百万円 / 年

※総合戦略で設定した目標指標（KPI）

主要施策・主要事業

施策 1 移住・定住の促進

- 空き家バンクへの登録物件数の増加を図るとともに、専用ウェブサイト及び SNS 等を通じて空き家等の物件情報や移住希望者等のニーズに応じた情報を積極的に発信します。
- 都市部等からの UIJ ターンを促進するため、県、近隣自治体及び関係機関と連携し、相談会の開催など都市部における PR 強化に努めます。
- ワンストップ型の専用相談窓口である「えびの市移住・定住支援センター」において、住まい、仕事、就農、市の支援策など本市で暮らすに当たり役立つ各種情報を集約するとともに、本市で暮らす魅力や相談者のニーズに応じた情報を提供するなど、きめ細かなサポートを行います。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①移住・定住相談会事業
- ②定住促進住宅管理事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①移住・定住推進事業
- ②空き家活用推進事業（再掲）
- ③移住・定住相談会事業
- ④定住促進住宅管理事業
- ⑤住宅取得促進事業

施策2 シティセールスの推進

- 本市の多様な魅力ある地域資源を市民全体で再認識し、郷土への愛着と誇りが醸成されるように努めます。
- 本市の魅力を市内外に積極的に情報発信し、本市の認知度を高めるとともに本市のファンを増やします。
- ふるさと寄附金制度を活用し、本市のPRを行うとともに自主財源の確保に努めます。

～重点的に取り組む事業～

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①シティセールス推進事業
- ②ふるさと寄附金推進事業

施策3 出会い創出及び結婚支援

- 独身男女の出会いの場の創出を積極的に支援します。
- 結婚を機とした市外への転出抑制、転入促進を図るため、新婚世帯を支援します。

～重点的に取り組む事業～

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①出会い創出支援事業
- ②新婚世帯支援事業

総論

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

計画の実現
に向けて

資料編

基本 施策 5 公共交通手段の確保

施策目標 ～目指す姿～

- 子どもや高齢者、障害のある人など、移動手段の確保が困難な人が利用しやすい公共交通が維持されています。
- 通勤、通学、通院、買い物などの日常生活の利便性や観光客にも配慮した地域交通体系が構築されています。
- 観光列車等の誘致による活性化で、在来線が存続しています。



現状と課題

- 公共交通については、自動車の普及や人口の減少により、バス・鉄道ともに利用者が減少し、運行が困難な状況となっています。特に赤字路線である JR 吉都線は、その存続が危ぶまれています。
- 本市では、交通手段を持たない市民の移動手段を確保するため、市内路線バスの運行支援や高齢者向け定期券購入促進のための事業を行うとともに、高速バス停付近に駐車場を整備し、高速バス利用者の利便性の向上を図っています。
- 今後も公共交通機関については、人口減少等の進行により、事業者の経営状況は悪化することが予測される一方で、特に道路交通法改正に伴う高齢者の免許返納の増加により、交通手段を持たない市民が増加するため、公共交通機関の維持確保は重要な課題となっています。
- 平成 24 年度から平成 26 年度にかけて実施したコミュニティバス導入の実証実験運行等では、コミュニティバスの需要が少なく、市民に公共交通を利用する習慣がない実態が浮き彫りとなる一方で、買い物や通院などの日常生活で移動に支障をきたしている市民の存在も確認することができました。タクシーを活用した対策を実施していますが、更に現行の対策を包括的に見直すことで、市民が利用しやすい地域公共交通体系を構築することが求められています。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	後期目標値 (平成 33 年度)
公共交通を利用しやすいと思う市民の割合	25.0%	12.5% (平成 28 年 10 月 市民意識調査)	25.0%
鉄道・路線バスの利用者数*		181,000 人 / 年	160,000 人 / 年

※総合戦略で設定した目標指標（KPI）



主要施策・主要事業

施策1 新たな地域公共交通体系の構築

○地域公共交通網形成計画を適宜見直し、既存の交通ネットワークの活用や地域の実情を考慮しながら、通勤や通学、通院、買い物等の日常生活の利便性のほか、観光分野も考慮した交通体系の構築を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①地域公共交通確保維持改善事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①タクシー利用料助成事業

施策2 路線バスの維持確保

○交通手段を持たない市民の移動手段を確保するため、路線バスの存続を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①生活交通路線運行費補助金事業
- ②高速バス停駐車場管理事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①生活交通路線運行費補助金事業
- ②高速バス停駐車場管理事業
- ③悠々バス購入費補助事業
- ④公共交通利用啓発事業

施策3 在来線の維持・活用

○JR吉都線については関係自治体と連携し、観光列車の誘致等による交流人口の拡大と地域の活性化を図ります。

○JR肥薩線については、関係自治体と連携し、路線の存続と沿線地域の活性化を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①吉都線100周年記念事業
- ②肥薩線を未来へつなぐ協議会事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①JR吉都線利用促進協議会事業
- ②えびの駅保存活用事業
- ③JR肥薩線利用促進・存続期成会事業

基本 施策 1 計画的な行政運営

施策目標 ～目指す姿～

- 各種計画や施策の整合性を保ちながら、計画的な行政運営が行われています。
- 総合計画において、数値目標等の進行管理が適正に図られています。



現状と課題

- 総合計画は、平成 24 年度から平成 33 年度の 10 年間にわたるまちづくりの指針として、市政運営の基本となる重要な計画です。
- 本市では総合計画に基づき、各政策分野・施策分野ごとに具体的な施策・事業の方向性を定めた個別計画を策定し、まちづくりを進めています。また、毎年度、行政評価^{*}を行い、市の施策や実施事業を検証し、予算編成や事業の見直しを図っています。
- まちづくりを進めるにあたっては、すべての行政計画が同じ目標を共有し、各個別計画が連携しながら進めていくことが重要です。そのためには、各個別計画と総合計画との整合を図るとともに、計画の進行管理を適正に行っていくことが必要となります。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	後期目標値 (平成 33 年度)
総合計画目標指標の達成度 (目標指標を達成できた項目数の割合)	100.0%	44.0%	100.0%

※行政評価：行政活動を何らかの統一的な視点と手段によって客観的に評価し、その評価結果を行政運営に反映させること。



主要施策・主要事業

施策1 計画的な行政運営の推進

○各個別計画の整合や各課との調整を図るとともに、施策をより効果的・効率的なものにしていくため、行政評価を実施しながら外部有識者等の意見を取り入れ、市民に理解される公益性の高い計画的な行政運営を進めます。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①実施計画による点検・見直し
- ②事務事業評価

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①実施計画による点検・見直し
- ②行政評価

施策2 総合計画の進行管理

○継続的な市民意識調査により数値目標に対する現状把握に努め、行政評価と連動して成果重視の進行管理を行うとともに、総合計画に基づいた実施計画の点検・見直しを行いながら適正に予算に反映させ、計画の着実な推進を図ります。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①実施計画による点検・見直し（再掲）
- ②事務事業評価（再掲）

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①実施計画による点検・見直し（再掲）
- ②行政評価（再掲）

基本 施策 2 行財政改革の推進

施策目標 ～目指す姿～

- 社会環境の変化に対応し、「真の住民自治」を目指す市役所となっています。
- 中長期的に持続可能な健全な財政運営が行われています。



現状と課題

- 本市では、限られた人員・財源で効率的かつ効果的なサービスの提供や新たな行政課題に対応していくため、昭和61年に「第1次えびの市行政改革大綱」を策定し、それ以降、5次にわたって改革を行っています。また、平成28年6月には「市民とともに創る！信頼される行政を目指して」を目指す市役所像に、「第6次えびの市行政改革大綱」を策定し、不断の行政改革に取り組んでいます。
- これからのまちづくりについては、市民と行政がそれぞれに責任や役割を理解し、対等な立場で協力しながら取り組んでいくことが必要です。
- 本市の財政状況については、これまでの財政改革により、財政健全化判断比率における実質公債費比率^{*1}などの財政指標においては良好な状態にあります。しかし、交付税に依存している本市においては財政構造の弾力化をあらわす経常収支比率^{*2}は高水準で推移し、依然として財政の硬直化が進んでいます。
- 自主財源が乏しい本市は、歳入の多くを地方交付税や国・県補助金に依存しており、また、国は財政再建を大きな課題としていることから、歳入において大きな増収は望めません。一方、歳出についても、少子高齢化の影響から、扶助費^{*3}の増大や施設の老朽化に伴って維持補修費の増大が見込まれます。このことから、今後も厳しい財政運営が続くことが予想されるため、自主自立を目指し、将来を見据えた安定的な財政運営を行うことが課題となっています。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	後期目標値 (平成33年度)
経常収支比率	99.2%	92.0%	96.4%
自主財源比率	29.9%	28.8%	33.9%
効率的に財政運営を行っていると思う市民の割合		16.3% (平成28年10月 市民意識調査)	30.0%

※1 実質公債費比率：公債費（借金の返済）が占める負担割合を表す指標。

※2 経常収支比率：財政構造の弾力性を表す指標で、この比率が高いほど、自由に使えるお金が少ないことを示している。

※3 扶助費：社会保障制度の一環として支給される経費のことで、生活保護法や児童福祉法、老人福祉法など、国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において支出するものがある。



主要施策・主要事業

施策1 市民との信頼を深め、満足される住民サービスの提供

- 接客対応や窓口サービスの内容充実など、市民が利用しやすい窓口化を推進します。
- 市民が目的に応じて安心して利用しやすいスペースの確保を図ります。
- 多様化・高度化する住民ニーズに応じていくため、職員研修を充実することにより、職員の意欲、能力の向上を図ります。また、職員の倫理意識を保持するとともに、風通しのよい職場とするため、職員研修の実施を推進します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①窓口サービス向上の調査研究

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①窓口サービス向上の調査研究
- ②人材育成研修の充実

施策2 市民との情報共有と、協働による行政運営の推進

- 市民が求めている情報を把握し、情報の共有化を図ります。
- 市民、NPO、事業者等が参画し、行政と協働のまちづくりを推進します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①諸事業における市民の意識調査
- ②市民団体やNPO等と連携した事業の調査研究

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①諸事業における市民の意識調査
- ②市民団体やNPO等と連携した事業の調査研究
- ③わかりやすい予算書の作成

施策3 市民と一体となった、健全で効率的な行政経営の推進

- 健全財政運営のために市税の収納率向上に努めるとともに、ふるさと寄附金の推進など自主財源の確保を図ります。
- 使用料及び手数料を見直し、受益者負担の適正化を図ります。
- サービスの向上を前提として、民間の専門的技術やノウハウを活用し、事務の効率化を図るため民間委託等を推進します。
- 公益上の必要性や効果、また、官民の役割分担のあり方を検証しながら外郭団体等の自主・自立化を推進します。
- 予算計上や、予算執行に当たり常時、職員にコスト意識が働くよう改革を図ります。
- 市民の理解と支持を得られるよう、説明責任を果たしながら給与制度の適正化に努めます。
- 「公共施設等総合管理計画」により、公共施設等の適切な維持・管理等に努めます。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①市税等の徴収強化
- ②行政評価を活用した、さらなる事業の見直し

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①市税等の徴収強化
- ②行政評価を活用した、さらなる事業の見直し
- ③ふるさと寄附金推進事業（再掲）

施策4 市民ニーズに対応できる、柔軟で機動的な組織機構の構築

- 多様化・高度化する市民ニーズに対応できる組織機構の構築を図るため、人材育成の基盤となる制度として人事評価制度を位置付け、職員の人材育成及び組織の活性化を推進します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①継続的な組織機構の見直し
- ②人事管理の基礎となる評価制度の確立
- ③職員研修の充実
- ④職員の待遇改善

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①人材育成の基盤となる評価制度の推進
- ②継続的な組織機構の見直し

施策5 将来を見据えた安定的な財政運営の確保

- 社会情勢の変化や地方分権の進展に留意しながら、中期財政見通しを作成し、計画的な財政運営に努めます。
- 公会計制度による新基準での財務書類を整備し、資産・債務の適切な管理に取り組み、市の財政状況について、市民によりわかりやすく公表します。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①中期財政計画の継続的な作成
- ②多角的な財政状況の公表

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①中期財政計画の継続的な作成
- ②多角的な財政状況の公表

基本 施策 3 広域行政の推進

施策目標 ～目指す姿～

- 様々な政策分野で広域的な連携を行い、事務の効率化と公共サービスの維持・向上が図られています。
- にしもろ定住自立圏域内の地域資源を生かすことにより、都市からの移住・交流人口が増加しています。



現状と課題

- 本市では、小林市、えびの市、高原町で構成する西諸広域行政事務組合において、消防・救急に関する業務や西諸広域葬祭センターの運営管理などを行っています。また、市・町境や県境を越えて共通する課題や目標に向かって協働することにより、地域の活性化を図っていくことを目的とした環霧島会議をはじめ、様々な政策分野で広域的な連携を図っています。
- 人口の流出による地域活力の低下が避けては通れない課題となっている中、平成 25 年 7 月に小林市・えびの市・高原町の圏域において「にしもろ定住自立圏共生ビジョン（～平成 29 年度）」が策定されました。これにより、圏域市町が様々な分野で相互に連携・協力することにより、住民の暮らしに必要な機能を確保するとともに、圏域が有する多様な地域資源や特性を十分に生かしながら、移住・交流人口の拡大を図っていくことが強く求められています。



目標指標（数値目標）

指標名	前期目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	後期目標値 (平成 33 年度)
市町村連携事業数	10 事業	4 事業	10 事業
にしもろ定住自立圏共生ビジョンに位置づけた事業による交流人口数		1,200 人	1,500 人
定住自立圏推進事業数*		57 事業	65 事業

※総合戦略で設定した目標指標（KPI）



主要施策・主要事業

施策1 西諸広域行政事務組合による事務の処理

○消防・救急に関する業務や西諸広域葬祭センターの管理運営など、住民サービスの維持と事務の効率化を図るため、引き続き西諸広域行政事務組合による事務の共同処理を行います。特に西諸広域葬祭センターについては、老朽化に伴う施設の改修等に取り組みます。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①西諸広域行政事務組合に関する業務

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①西諸広域行政事務組合に関する業務

施策2 多様な連携の推進

○環境や観光、防災、教育、交通体系、産業経済、歴史文化などに係る施策・事業の充実を図るため、自治体間連携の強化・推進に取り組みます。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①環霧島会議事業
- ②九州南部「川と森」の県際交流推進会議事業
- ③霧島ジオパーク推進連絡協議会事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①環霧島会議事業
- ②九州南部「川と森」の県際交流推進会議事業
- ③霧島ジオパーク推進連絡協議会事業

施策3 市町村間における連携事業の推進

○中長期的に都市機能と生活機能の維持を図るとともに、事務の効率化を促進するため、にしもろ定住自立圏共生ビジョンのさらなる推進や新たな政策分野における市町村間連携事業^{*}の検討を行います。

～重点的に取り組む事業～

前期計画に掲載した事業

- ①西諸圏域定住自立圏構想推進事業
- ②宮崎縣市町村間連携推進事業

後期計画で重点的に取り組む事業

- ①にしもろ定住自立圏共生ビジョンの推進
- ②宮崎縣市町村間連携推進事業

^{*}市町村間連携事業：市町村間での事務の共同処理に伴う規模拡大効果により、行政経営の効率化を実現し、行政コストの低減を図ることを目的に共同処理を行う事業。



資料編

策定経過

月 日	事 項
平成28年9月23日	市民アンケート発送
9月26日	企業アンケート発送
9月28日	第1回 えびの市総合計画策定会議
9月30日	第1回 庁内ワーキンググループ会議
10月31日	市長とのトップヒアリング
11月7日～11日	庁内各課ヒアリング
11月10日	第1回 えびの市総合開発審議会
11月15日	総合計画策定会議専門部会（総務専門部会、民生専門部会）
11月16日	総合計画策定会議専門部会（経済建設専門部会）
11月17日	総合計画策定会議専門部会（教育専門部会）
11月22日	第2回 えびの市総合計画策定会議
11月25日	えびのまちづくりカフェ①
11月26日	えびのまちづくりカフェ②
11月29日	第2回 えびの市総合開発審議会（諮問）
12月1日	パブリックコメントの実施（1月4日まで）
12月16日	若手農業経営者へのヒアリング
平成29年1月10日	えびの青年会議所、えびの市商工会青年部へのヒアリング
1月25日	第3回 えびの市総合計画策定会議
2月1日	第3回 えびの市総合開発審議会
2月7日	えびの市総合開発審議会より市長への答申
3月22日	市議会3月定例会において議決

諮問書

え企発第 646 号
平成28年11月29日

えびの市総合開発審議会
会長 松元 國治 様

えびの市長 村岡 隆明

第5次えびの市総合計画後期基本計画（案）について（諮問）

えびの市総合開発審議会条例第1条の規定に基づき、第5次えびの市総合計画後期基本計画（案）について、貴審議会に諮問いたします。

（文書取扱 企画課）

答申書

平成29年2月7日

えびの市長 村岡隆明様

えびの市総合開発審議会
会長 松元國治

第5次えびの市総合計画後期基本計画について（答申）

平成28年11月29日付け、え企発第646号で諮問のありました「第5次えびの市総合計画後期基本計画（案）」について、当審議会で慎重に協議を重ねた結果、おおむね妥当と認めますので、別冊のとおり答申いたします。

なお、えびの市の将来像である『大自然と人々が融合し、「新たな力」が躍動するまち えびの』を実現するためには、今回再設定した目標指標の管理を徹底し、課題解決に必要な事業を着実に実施することが強く望まれます。また、計画策定の過程において寄せられたご意見等を参考に、市民と行政の協働を更に進め、常に先駆的な取組を行うことで、独自性を持ったまちづくりが展開されることを大いに期待いたします。

総合開発審議会条例

(昭和45年9月29日えびの町条例第24号)

改正 昭和45年12月1日条例第31号 平成16年12月28日条例第20号

(目的及び設置)

第1条 市の基本構想等について市長の諮問に応じ審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、総合開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は委員15人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者 10人以内

(2) その他市長が必要と認める者 5人以内

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故がある場合は、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は市長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第6条 審議会に幹事及び書記各若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は会長の指揮を受けて庶務を処理し、書記は上司の指揮を受けて庶務に従事する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年12月1日条例第31号)

この条例は、昭和45年12月1日から施行する。

附 則(平成16年12月28日条例第20号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

総合開発審議会委員名簿（敬称略・順不同）

	所属等	氏名
1	えびの市教育委員会	松元 國治
2	えびの市民生委員児童委員協議会	上野 憲昭 園田 軍志※
3	えびの市農業委員会	谷口 克美
4	えびの市農業協同組合	小吹 敏博
5	えびの市商工会	白石 昌彦
6	えびの市観光協会	溝上 達也
7	えびの市自治会連絡協議会	赤川 一郎
8	えびの市高齢者クラブ連合会	源嶋 静義
9	えびの市子ども会育成連絡協議会	松坂 章一郎
10	えびの市地域婦人連絡協議会	春口 貞子
11	えびの青年会議所	明石 太暢
12	えびの市市民団体連絡会議	芝原 由喜
13	えびの市社会福祉協議会	小野 和浩
14	一般公募	佐藤 以津子
15	一般公募	佐藤 良一

※役員改選に伴い、平成 29 年 2 月 1 日付けで園田委員に交代。

後期基本計画策定要領

1 計画策定の趣旨

本市の「第5次えびの市総合計画」は、平成24年度を初年度とし、平成33年度を目標年次とする10か年計画として定められ、前期5か年（平成24年度～平成28年度）の基本計画に基づき、その実現に向け推進されてきたところである。しかし、「第5次えびの市総合計画」が策定されて、5年が経過し、その間、本市を取り巻く社会・経済情勢や環境が大きく変化している。このような変化に適切に対応するため、また、えびの市総合計画基本構想で定めた将来都市像である『大自然と人々が融合し、「新たな力」が躍動するまち えびの』の着実な実現及び平成27年度に策定した「えびの市 まち・ひと・しごと創生総合戦略」との融合に向けて、基本構想の部分的な改正を行うとともに、さらに目標年次までの後期5か年の基本的指針を示す基本計画を策定するものである。

2 目標年次

- 基本構想 平成33年度：10年
- 後期基本計画 平成33年度：5年
- 実施計画 毎年

3 策定の推進体制

- (1) 策定作業は、策定会議規則に基づいて推進する。
- (2) 各専門部にワーキンググループを置き実務にあたる。
- (3) 策定の推進体制は、別表のとおりとする。

4 計画策定の基本方針

- (1) 住民への計画策定に関する情報提供を十分に行い、市民参画を積極的に図る。
- (2) 第5次総合計画に盛り込まれた施策の数値目標を点検し、すでに実現してきたもの・継続するもの・新たに盛り込むものなど、社会経済情勢の変動や現状、課題、発展可能性等を十分に分析する。
- (3) 市民と行政が共通の理念の下に進めていくため、目標として主要な指標等を提示することで“市民にわかりやすい”計画を策定する。

5 策定の機構と役割

策定に関する機構、その役割及び関係は次のとおりとする。

- (1) 議会
基本構想に基づく基本計画を、えびの市議会基本条例第12条第1項第2号に基づき最終的に議決する機関である。
- (2) 総合開発審議会
市長から基本計画（案）に対する諮問を受け、基本事項を審議し答申を行う。

(3) 市民

市民ワークショップなどを通して住民同士又は住民と行政が討議するなど、市長への手紙や電子メール、パブリックコメントなどの方法により自らの意見を明らかにする。

(4) 策定会議

総合計画策定会議規則に基づき、策定会議及び専門部会を設置する。

◆策定会議

総合計画に関する基本的事項を策定審議する。

◆専門部会

総合計画に必要な調査及び資料の収集並びに計画の検討を行う。

※専門部会の下部機関として、ワーキンググループを組織し、「基本計画（案）」を策定する。

(5) 職員

資料提供、調書記入、職場討議などにより計画策定に関与する。また、幅広い市民の意見や提案を計画に反映するため、事務局から依頼のあった課題について調査協力をするように努める。

(6) 関係機関

策定に関する国、県及び公共的機関との連絡・調整を行う。

(7) 策定事務局

企画課が事務局となり、策定業務がスムーズに進むよう全体的な進行管理を行い、上記組織との連絡調整を図る。また、広く市民の意見を計画づくりに反映できるよう必要と認める課題については各職員へ調査協力を依頼し、これらの積極的な情報提供に努める。

6 策定の期間

この計画は、平成28年度中に策定するものとする。

7 策定のスケジュール

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総合開発審議会			→				
市民アンケート	→						
市民ワークショップ			→				
企業アンケート	→						
策定・ワーキンググループ会議	→						
パブリックコメント				→			
議会							→

序
論

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

計画の実現
に向けて

資料
編

第5次えびの市総合計画 - 後期基本計画 -

発行年月：平成29年3月

発行：宮崎県えびの市

編集：えびの市 企画課

〒889-4292 宮崎県えびの市大字栗下1292

TEL：0984-35-1111 FAX：0984-35-0401

HP：<http://www.city.ebino.lg.jp/>

E-mail：info@city.ebino.lg.jp

表紙の写真提供は、廣澤順也氏によるもの



霧島山の
めぐみ めぐる
えびの

山と水、米と肉。温泉と四季のまち。